

京 都 府	
<p>2・21〔3・26〕 禁裏附頭取戸田大和守忠至、宇治郡山科村日岡峠に交通・運輸の便をはかるため新道を開くことを求め、許可される(明8着工、明10・3竣工)。 維新史料綱要 7</p> <p>3・6〔4・10〕 京都大工頭中井保三郎、作事奉行並となる。 同上</p> <p>4・16〔5・19〕 朝廷、外国人の伏見街道通行禁止を幕府に命令。 政経大年表</p> <p>4・1〔5・4〕 朝廷、宮門跡・公卿等からの前年夏秋両度の桂川氾濫被害状況の申達により、幕府に治水策を講ずるよう通告。 維新史料綱要 7</p> <p>5・28〔6・30〕 清涼殿の修理完成し、この日所司代松平定敬検査、6・3御座をうつす。同上</p> <p>6・6〔7・7〕 英国軍艦サーベント号、宮津・小浜地方等日本海沿岸測量のため、この日宮津を廻航。 同上</p> <p>8・28〔9・24〕 幕府、大宮御所新築のため先例にこだわらず幕領・諸藩・寺社領とも高100石につき金3歩の役金を賦課。 同上</p> <p>10・15〔11・10〕 鴨川荒神口御幸橋竣工(元治の変後、朝廷の河東への避難にそなえ慶応元・閏5月本願寺が架橋を出願。同6月着手。本願寺門主広如の勤王の誠意を示すものとされ、勤王橋と呼ばれた)。 京都御触状、本願寺史</p> <p>10・29〔11・24〕 幕府、大宮御所造営国役金並に五街道と脇往還の人馬賃金をしばらく旧制によるよう命令。 維新史料綱要</p> <p>11・7〔12・2〕 常御殿の修理をおえ、この日還御。 同上</p> <p>この年</p> <p>▷ 何鹿郡延裏新溝完成。 日本土木史</p>	

参 考		日 本	
(1) 京都近郊の関所			
関所名	所在地	通路方向	支配者 備考
柳瀬	近江国伊香郡片岡村大字柳瀬	上方・北国筋へ	彦根城主井伊掃部頭 北国筋より上方筋への女は同所帳面に記入、上方より北国筋への女は京都所司代、大阪城代、京・大阪町奉行、奈良奉行其他代官領主の証文にて通す
劔熊	同国高島郡劔熊村大字小荒路	北国筋へ	郡山城主松平甲斐守 上方筋より北国筋への女は京都所司代、大阪城代、京・大阪町奉行、伏見奉行証文にて通す
山中	同国同郡同村大字山中	同 前	在朽木交代寄合権佐 同 前
注 延享2(1745)現在		日本土木史	
○伏見大阪間下り夜舟の注意書			
伏見より大坂まで			
下り夜舟乗合のことハ			
よく宿にてかけ合万事			
間違のなきやうにすべし			
のり合中にてもし勝負ごと			
などする者ハ必ずごまの			
はいの類なるべし用心			
すべし又舟中にて			
心やすくなり大阪其先々			
までも同道して其上			
にて取逃等するやからも			
あるなれば			
御用心			
なさるべしなさるべし			
大日本道中行程細見記大全(安政5)、日本街道総覽			
○焼けた跡の京都市			
「元治甲子兵燹の後、市人往々草舎に仮住するに、漸々葺営し、已に旧観に復すと雖も、なほ偶々茅茨の存するを見る、又板上に敗瓦を駢ぶる者まま之あり、大に都下の光景を損ず、今度総区長より悉く除き去れとの達しあり。」			
京都新聞 57(明6・2)			
1・4〔2・8〕 米国弁理公使ファルケンブルグ、米太平洋汽船会社の希望により、長崎港に波止場・倉庫を新設することを勧説。		2・1〔3・6〕 米国人ウエストウッド、江戸・横浜間鉄道敷設認可を幕府に申請。	
3・5〔4・9〕 海軍所、駅通補助のため、幕府の命により実費で一般貨物の運輸を行なう。		3・7〔4・11〕 幕府、兵庫開港の準備として兵庫・由良・明石・下関に灯台建設を計画。	
3・16〔4・20〕 英国公使パークス、江戸・大阪の開市、兵庫・神奈川の開港を幕府に督促。		3・28〔5・2〕 將軍慶喜、英・仏・蘭の代表と会見、兵庫開港を約す。	
6・4〔7・5〕 幕府、軍艦奉行等に灯台建設掛を命ず。		6・6〔7・7〕 幕府、12・7から兵庫開港、江戸・大阪開市を布告。	
6・一〔・〕 駅法改正、「公文接通貨銭額」が定められ、公文書通達が従来の無料から有料となる。		7・10〔8・9〕 幕府、品川・新宿・下板橋・千住・新井の5関門を廃止。	
7・18〔8・17〕 幕府、諸国関門通行の取締を改める。 ⁽⁴⁾		9・12〔10・9〕 幕府所有船を廻漕方用達に託し、旅客及び貨物のため江戸・大阪間の定期航路を開始。	
9・14〔10・11〕 幕府、市街地に3階建家屋の建築を許可。		9・一〔・〕 加納次郎作、幕府の命により江戸・大阪間の蒸気船による定期航路を開始。	
10・14〔11・9〕 將軍慶喜、大政奉還の上表を提出。		12・23〔1・17〕 旧幕府老中小笠原長行、米国公使館書記官ポートマンに江戸・横浜間鉄道敷設を許可し、規則書を交付。	
この年			
▷ ノーベル(スウェーデン)、ダイナマイトを發明。			
▷ モニエ(仏)、鉄筋コンクリートを發明。			

京	都	府
1・27〔2・20〕 弁事役所、騒乱後の狼籍者多く、市中木戸口を旧に復するよう達す。 府庁文書 明1-9		10・2〔11・15〕 仮伝馬所を京都（三条通大宮西入ル三宝寺）に設置(明2・11・20廃止)。6・9に達。 法令全書、府史駅郵類
2・2〔2・24〕 淀川筋御用船取締は市中取締所であったものを参与役所支配とする。 府庁文書 明1-1		10・一〔・〕 遷都にともない駅通司本司を東京に移し京都駅通司を知事の所管に移す。 法規分類大全1(運輸門1~3)
2・26〔3・19〕 三条大橋付近への目安箱設置を達す。3・7堀川竹屋町橋にも設置(これは明4・8・23廃止)。 府庁文書 明1-1、府史禁令類		11・8〔12・21〕 政府、治河使をおき治水事業を行なう。行政官、各府県に令して、徳大寺実測・中御門経之を桂川・淀川・木津川等に派遣し、治水の意見をきく。 府史工業類 1
2・29〔3・22〕 山崎宿駅馬荷劇につき近傍55カ村人民の要求により近村へ平均課出を定める。 府庁文書 明1-19、府史駅郵類		11・17〔12・30〕 京都仮伝馬所規則を改定。 政経大年表
4・1〔4・23〕 京都に宿駅役所を置き、諸道駅通の事務を管轄、宿駅疲弊のため1年間夫馬賃金の割増しを命令。 明治史要、政経大年表		11・29〔1・11〕 行政官、馬場権判事を治河掛に任命。 府史工業類 1
4・21〔5・13〕 京都宿駅役所を駅通役所と改称。同日官制を改正し、議政・行政・神祇・会計・軍務・外国・刑法の7官を置き、会計官の下に駅通司を設置。 太政類典1-18-10		11・一〔・〕 紀伊郡六地藏宿人民等、淀川運漕船航行を申請、府これを許可。 府史駅郵類
閏4・29〔6・19〕 京都裁判所を京都府とする(京都府開庁)。 府誌 上		12・23〔2・4〕 政府、木津川の付替工事に着手。12・20府は近在領民の雇役を布告、領民は一時負担増加に反対。明3・1竣工。 ⁽²⁾ 府史工業類 1
閏4・一〔・〕 梅雨降り続き、府下各地水害に見舞われる。 都鄙新聞 5・18		12・一〔・〕 この頃、淀川をはじめて蒸気船が運行。 京都百年史
5・24〔7・13〕 会計官吏員を京都・大阪両府ほか3県へ水害調査に派遣。 明治天皇紀		12・一〔・〕 東京・京都間の公書伝定便を開く。 府誌 下
5・一〔・〕 梅雨被害(加茂川・淀川筋に被害)。 都鄙新聞 2		この年 ▷ 伏見官邸、加茂川堤筋の石垣を修繕。 太政類典 1-75
6・3〔7・22〕 駅通司、伏見に助郷を設置。 ⁽¹⁾ 府史駅郵類		▷ 由良川(由良・福知山間)に50人乗りの由良丸・阪鶴丸就航(福知山明覚寺裏に上船戸、広小路に下船戸、蛇ヶ端に集積所)。 京都 昭27・8・13
6・25〔8・13〕 府権判事大山成美、堤切宮繕御用掛となる。府知事長谷信篤等、宇治・淀はじめ諸川の氾濫による沿堤決潰のため、伏見附近の被災地を巡視し、治水築堤に従事(6・28~7・1にかけ)。 府史工業類 1、府庁文書 明1-3		
6・25〔8・13〕 府、山城国を管轄するにあたり(6・15)、旧代官小堀数馬主掌の国内堤防修繕の業務を収轄。7・10桂川筋も収轄。 府史工業類 1		
6・一〔・〕 府、水利土木事業等の不正を嚴重に取締るようとの演舌書を出す。 府庁文書 明1-3		
7・一〔・〕 府職制の制定により、市政局・郡政局の下に庶務方・営繕方を設置。 府職制		
8・13〔9・28〕 府、土砂留見分役廻村について達す。 府誌 下		
9・12〔10・27〕 二条城外曲管理をまかさされる。 府庁文書 明1-8		
9・一〔9・3〕 広瀬自懿、京都・大阪間に電信機私設を請願、この日費用借用を請願。 通信事業史 3		

参	考	日	本
(1) 助郷(すけごう)	江戸幕府はその重要な交通政策として駅伝の制を確立し諸街道に宿駅を特定し、これにあたらせるとともに、この補的役割を果たさせるために宿駅近傍の農民を動員し、人馬継立の役務を負担させた。この課役を負担させられた郷村を助郷あるいは助郷村といい、またこの課役そのものをも助郷あるいは助郷役とよんだ(俗に御伝馬または御伝馬役ともいう)。……なおこの制度は明治維新後も若干改正のまま持続されたが、民間相対の陸運会社の設立にともない、1872(明治5)年、ようやく廃絶された。 大日本歴史辞典	1・一〔・〕 電信事業を国家管理とすることを廟議で決定。	
(2) 木津川御立替御普請之記	「……然る処戊辰年霖雨度々の大洪水にて、堤切平原の郷村数日の間民屋に充満し、人畜難苦作毛の潰は不可測、就中八幡辺にては一旦水嵩軒端に付候間も数日、前後八十日程水付候由、此時同郷生津村上堤切淀川の溢水の混合別ての水難の趣に候(以下略)」 府誌 下	2・3〔2・25〕 3職8局9制を定め、諸国水陸運輸駅路の事務を内国事務局が管轄。	
		2・11〔3・4〕 佐賀藩士大木民平、鉄道建設を促す建白書を政府に提出。	
		4・一〔・〕 大阪・神戸間に小蒸気船就航、貨客の輸送開始(通称ストーンボ=Steam boat)。	
		閏4・21〔6・11〕 政府、官制を改定し駅通司を設置。	
		5・8〔6・27〕 諸街道宿駅助郷の制を改正。	
		5・一〔・〕 政府、諸藩関門および番所の私設を禁止。	
		5・一〔・〕 政府、駅法改正につき、江戸市街諸所の旧駅法立札の撤去を命ずる。	
		6・3〔7・22〕 駅通司、諸国街道宿駅人馬賃金規則を制定。同時に諸宿駅休泊所ならびに荷物取扱等の事例を示す。	
		6・8〔7・27〕 駅通司、駅通の条規を改正し、「改正仕法書」を公布。	
		7・一〔・〕 政府、各地飛脚賃金の制を定める。	
		8・1〔9・16〕 長崎の浜町・築地間に鉄製道路橋開通(長さ約24m、長崎製鉄所の製作)。	
		9・8〔10・23〕 明治と改元。	
		9・12〔10・27〕 政府、駅通規則を定め、宿駅・助郷の改革を命ずる。	

京	都	府
1・13〔2・23〕	京都諸出口通行の禁を解く。 ⁽¹⁾	府土木掛へ移管。府史工業類、府庁文書 明2-2
1・一	太政官、府県境界木標認方を一定にするを達す、府6カ所に関係す。府庁文書 明1-14	10・10〔11・13〕 三条および五条両橋通輓の地車税則を定め、車両一輓に錢50文を課し、橋梁修繕の費用の一部に充当。府史工業類 2
2・4〔3・16〕	駅通司を河原町二条高田専修寺に移転。府庁文書明2-3	10・一〔・〕 府下人民に馬車の通運を申請する者あり、府そのため運輸規条を告示。府史工業類 2、府庁文書 明2-16
2・19〔3・31〕	御東幸道筋発表（南門前東～後院前通南～堺町通南～三条通東～蹴上それより東海道順路）。法令全書	10・一〔・〕 府権少属市川義方、土木掛および童仙房開拓掛に任命され、府民伊勢屋九兵衛等数人がその用掛として開拓に従事する。府史拓地類、府庁文書 明1-28
3・1〔4・12〕	京都伝馬所を三条通大宮西入ル三宝寺方に仮設のところ、寺町広小路本禪寺に移転。法令全書、太政官日誌	11・20〔12・31〕 京都伝馬所を廃止、御用人馬の通伝は京都府に照会させる。府史駅郵類、法令全書
3・24〔5・5〕	「御一新」により角倉与一の賀茂川高瀬船支配、角倉伊織の嵯峨川高瀬船支配および木村宗右衛門の淀川過書船・木津川上荷船・入木山支配を被免。 ⁽²⁾ 法令全書	11・23〔1・3〕 淀川通船規則制定。法令全書
4・10〔5・21〕	京都伝馬所を寺町広小路上ル町本禪寺から大宮通御池上ル町元百日目付邸へ移転。府庁文書 明2-3、府史駅運類、法令全書	11・一 粟田口番所通行の規則を定む。太政類典 1-85-95
5・19〔6・28〕	行政官、洛中洛外町筋での責馬は往来のさまたげとなるとして以後嚴禁する。法令全書	12・1〔1・2〕 京都七口の警衛を廃止す。太政類典 1-86-136
6・4〔7・12〕	堀川二条橋の普請を行う。府庁文書 明2-11	12・8〔1・9〕 京都伝馬所廃止につき、東京に送る長持はその家におき、京都府に通知させる。法令全書
6・10〔7・18〕	京都出張駅通司を廃止、その職務を府へ移管。府史駅郵類、法令全書	12・13〔1・14〕 宿駅廃止により、大津駅付属となった綴喜郡上町村外18カ村困却（本駅まで往復3日かかる）につき民部省へ願を出す（翌年1・13廃止）。府庁文書 明2-10、府史駅郵類
6・25〔8・2〕	弁事、京都府管轄の地図取り調べに出張。法令全書	12・30〔1・31〕 府下に3階建家屋の建造を許可。12・8府弁官・留守官に伺。太政類典 1-75、府庁文書 明2-16
6・27〔8・4〕	下立売橋修復完成、通行再開。府庁文書 明2-11	
6・29〔8・6〕	堺町御門修繕につき通行禁止を布告。7・14完成。府庁文書 明2-4	
6・一	山城8郡への飛脚賃金を定む（400～500文）。府庁文書 明2-8	
6・一〔・〕	大阪府、大阪市道修町豊崎屋甚右衛門の淀川蒸気船運行許可を京都府に伝達。府庁文書明2-11	
7・10〔8・17〕	府、自由に舟を建造することを許し、水上運送の便をはかる。府史工業類 2	
7・12〔8・19〕	近畿地方暴風雨。災害白書 昭38	
8・10〔9・15〕	府知事以下、淀川水利事業を巡視。府史工業類 1	
8・28〔10・3〕	山城国諸河川通船の事務、府土木掛の主管となる。府史駅郵類	
8・一〔・〕	府、下鴨川の流筏を許可。太政類典 1-104	
8・一〔・〕	角倉与一の賀茂川高瀬船の主務および角倉伊織の賀茂川治堤の主務を罷免し、	

参	考	日	本
(1)	此頃京都諸出口通行ヲ差止置候処最早通行不苦候間此段為心得申達候事 但諸出口へ本文之趣申達候刻合モ可有之候間今日京地発足之者共時刻見計発足可致候事	1・1〔2・11〕	観音崎灯台点火（煉火造、石油を使用、洋式灯台の初め、次いで野島崎・檜野崎・潮岬・佐多岬・剣崎などに洋式灯台設置）。
(2)	三月二十四日 角倉 与一 其方儀従来為知行代賀茂川高瀬船支配致シ来ル処御一新之御政体ニ相触レ候廉有之ニ付右支配被免候条被 仰出候事	1・14〔2・24〕 1・20〔3・2〕 2・7〔3・19〕	横浜波止場灯台完成。 政府、諸道の関門廃止を布告。 米国の一商社、大阪外国事務局に鉄道建設を請願、大阪府判事五代才助これを却下。
	其方儀従来為知行代嵯峨川高瀬船支配致シ来候処御一新之御政体ニ相触レ候廉有之ニ付右支配被免候条被 仰出候事	2・21〔4・2〕	東海官道25駅に駅通司支局を設置。
	其方儀従来淀川過書船木津川上荷船入木山支配致シ来候処御一新之御政体ニ相触レ候廉有之ニ付右支配被免候条被 仰出候事	2・一〔・〕 3・29〔5・10〕 4・8〔5・19〕	東海道旅籠銭を定める。 米国で最初の大陸横断鉄道完成（最初の大陸横断線）。 民部官設置、この下に駅通司を置く。
		7・8〔8・15〕	民部省設置、この下に駅通司を置く。
		7・27〔9・3〕	治河使を廃して事務を民部省土木司に移管。
		8・9〔9・14〕	英国人ギルベルト、横浜灯明台・同港裁判所間（7町）に電信線架設、ブレゲ一指字電信器による通信実験に成功。
		8・12〔9・17〕	民部大蔵省設置、この下に駅通司を置く。
		9・18〔10・22〕	民部大蔵省、灯台および電信の事務を管轄。
		9・一〔・〕	開拓使、函館・大阪間の海運事業を開始。
		10・11〔11・14〕	外務省、鉄道敷設を政府に上申。
		10・14〔11・17〕	スエズ運河開通。
		10・一〔・〕	政府、百姓町人にいたるまで西洋形帆船蒸気船の所有を許可し、これを保護する旨公告。
		11・5〔12・7〕	大納言岩倉具視・外務卿沢宣嘉、英国公使パークスと鉄道敷設に関する意見を交換。
		11・10〔12・12〕	政府、東京・京都間（中山道経由）、東京・横浜間、京都・神戸間、琵琶湖・敦賀間の鉄道建設を決定。
		11・12〔12・14〕	政府、英国人レーと鉄道起業資金300万ポンドの内、100万ポンドを起債する条約書を作成。
		12・25〔1・26〕	東京・横浜間に電信開通（フレゲ一指字機使用）。電信局（民部大蔵省所管）を置き、通信規則・料金を定め、公衆電報の取扱開始（公私一般通信の初め）。
		この年	
		▷	和泉要助、人力車を創案、完成（明3・3・22東京府より人力車渡世を許可される）。
		▷	神奈川県修文館の学生を選抜、電気通信術を教授（電信学校の初め）。
		▷	オーストリア、世界最初の郵便葉書発行。

京	都	府
1・22〔2・22〕 木津川付替工事竣工。 ⁽¹⁾ 府史工業類	9・20〔10・14〕 無鑑札にて大工を行うを禁止。 府庁文書 明3-6	
1・一〔・〕 丸屋源兵衛、府の許可をうけ、淀川往來の蒸気船一隻を製造、交通の便に供す(俗に<川蒸気船>と称す)。府史工業類 2	9・一〔・〕 淀川蒸気船往來の規則改定。 府史工業類 2	
2・19〔3・20〕 民部省駅通司京都出張所設置(京都地方の駅通の連絡事務にあたる)。6月以降、郵便創業の準備を開始。 郵政百年史資料22、政経大年表	10・1～12〔10・25～11・5〕 近畿地方をはじめ全国各地に台風被害(府下の被害状況不詳)。 府風水害記録史	
3・4〔4・4〕 府、新たに荒神橋を所轄するにあたり、三条・五条両橋の例にならぬ、橋上通輓の地車税則を制定。 府史工業類 2	10・28〔11・21〕 乙訓郡勝龍寺・神足2カ村を淀駅助郷役より山崎駅助郷役に変更。府史駅郵類	
3・20〔4・20〕 府、改正駅通規則を布告。 府史駅郵類	10・一〔・〕 府、淀川蒸気船の夜間航行を許可。 府史工業類 2	
3・一〔・〕 京都・東京間における毎月6回公用便の往復6日を10日と改め、京都・大阪・東京間往復急公用状を三都定飛脚に托することを止め、別に賃金を定めて運送することを決める。 府誌 下	閏10・9〔12・1〕 駅通掛・測量掛廃止し、郡政庶務・土木両掛に分掌させる。府庁文書 明3-26	
4・4〔5・4〕 市政局に開拓掛を設置。 府史職制類	閏10・15〔12・7〕 人馬運輸会社設立したいもの願出るよう達す。 府庁文書 明3-6	
5・5〔6・3〕 久美浜県庁舎竣工。熊野郡誌	閏10・一 市中無沽券地である受領地除地所持者に地坪建坪等を上申さす。府庁文書 明3-6	
6・18〔7・16〕 政府、鉄道線路測量を京都府ほか各府藩県に布告。 明治史要	閏10・一〔・〕 府、書状集場および切手売捌所の設定案を駅通司に回達。府庁文書 明3-23	
6・25〔7・23〕 伏見・守口間の駅通規則を改正。府下30カ村に助郷役命ず。 府庁文書 明3-2	11・27〔1・17〕 東京・大阪とともに京都に駅通司郵便役所設置(姉小路坊車屋町旧金座跡)同月、出張駅通司をこれに合併。府史駅郵類	
7・2〔7・29〕 西高瀬川(嵯峨・千本間)掘割竣工し、通船許可される。府庁文書 明3-10	12・4〔1・24〕 安治川海口より居留地まで堀渡のため府測量方官員3人中2人を借りうけたいと民部省より問合せ(12・5府拒否)。	
7・19〔8・15〕 近畿地方に暴風雨。 災害白書 昭38	12・初 留守官士族以上の九門(御所)内切棒駕籠にての通行を許可、長棒駕籠は禁止。 府庁文書 明3-14	
7・一 木幡村外5カ村、奈良街道助郷役より伏見街道助郷役にかわる。府庁文書 明3-3	12・一〔・〕 東海道各駅および伏見・守口間の各駅に書状集函(ポスト)ならびに郵便切手売捌所を設置。府誌 下	
7・一〔・〕 府権大参事榎村正直、商法の発展のため管内の水陸を開発し、運輸の便をはかることを建議。 府史工業類 1	この年 ▷ 年末、富森村と納所村との間に淀川堤問題で土地争い(11・15納所村府に訴)。 府庁文書 明1-14	
8・4〔8・30〕 馬場府権大参事・藤村就少参事、西高瀬川堤防の決壊を巡視。府史工業類	▷ 高瀬船、京伏間唯一の連絡機関として大いに利用され、早船という旅客本位のものを設ける。 伏見町誌	
8・7〔9・2〕 京都洪水。諸船改所取締役廃止。 災害白書 昭38、府庁文書 明2-6	▷ 秋、府権大参事榎村正直、越前若狭地方から京都に鉄道を通し北海の産物を南海に輸送することが利と政府に建議。 日本鉄道史	
8・13〔9・8〕 官宅修繕にあたり、小禄者に費用の一部を支給することとなる。 府庁文書 明2-6		
9・2〔9・26〕 府下各郡に台風被害。何鹿郡上林谷筋ほかに山崩れ1,000カ所余、死者50人余。 府風水害記録史		
9・10〔10・4〕 西京土木司出張所廃止。 府史工業類、府庁文書 明3-26		
9・18〔10・12〕 木津川洪水(被害の状況は不詳)。 日出 明20・8・28、災害白書 昭38		

参	考	目	本
(1) 木津川付替工事	明元・6の大洪水を契機に政府は治河使をおき、同年12・23から河身付替工事(右岸久世郡佐山村字下津屋、左岸綴喜郡都々城村字上奈良から河身を西北方に新川を設け八幡町字橋本の北方で淀川に合流させる)に着手、明3・1・22竣工、工費約24万7千両、銭29万7千貫。 またこれに要する石材は、木津・八幡山および保津川筋から求め、砂利は賀茂川および桂川筋、松材は八幡山およびその附近から求め、堤防は馬踏5間、高さ5間、敷25間であった。 府誌 上、大日本土木史	1・6〔2・6〕 外務卿沢宣嘉、米国人ポートマンとの鉄道建設契約の破棄を米公使に通告。	
		1・27〔2・27〕 政府、蒸気郵船規則(回漕会社に東京・大阪間の旅客・貨物輸送を行なわせる)、商船規則(西洋型船舶所有者の保護方針など)を制定。	
		1・一〔・〕 日本最初の汽船会社、回漕会社設立。	
		1・一〔・〕 谷陽卿、鉄道建設の建白書を提出し政府を激励(このころ、鉄道建設反対の世論しきり)。	
		3・9〔4・9〕 駅通法改正。	
		3・17〔4・17〕 東京・神奈川間の線路測量を令達、25日夕留町から測量着手(わが国鉄道企業の初め)。	
		3・19〔4・19〕 民部大蔵省に鉄道掛を設置、その下に監督・土木・出納の3司を置く。	
		3・31〔・〕 駅通法改正により、伝馬所取締が廃止され、駅通事務は官の管理となる。	
		4・16〔5・16〕 東京・横浜間欧文電信開始。	
		5・12〔6・10〕 民部・大蔵両省「宿駅人馬相對継立会社取建之趣意説論振」を決定(官制の伝馬制度にかえ民営の運輸制度への転換をはかる)。	
		5・一〔・〕 成駒屋、東京・横浜間乗合馬車開業。	
		5・一〔・〕 租税権正兼駅通榎村前島密、飛脚制度の不備を論じ、東京・京都間郵便制度創設を建議。	
		6・1〔6・29〕 政府、鉄道起業資金供給方を委託した英国人レーに解除を宣言し、英国オリエンタル銀行にその供給方を委託。	
		6・一〔・〕 駅通榎村前島密、東京・大阪間に39時間の官営郵便を開設するための意見書および布告文を太政官に提出。	
		7・10〔8・6〕 民部・大蔵両省を分離。民部省に地理・土木・駅通・鉱山・庶務の5司と鉄道・伝信機・灯明台等6掛を置く。	
		7・30〔8・26〕 大阪と神戸に関西鉄道局を設置し、大阪・神戸間測量を開始。	
		8・一〔・〕 大阪・神戸間電信開通。	
		10・9〔11・2〕 岩崎弥太郎、土佐開成商社を設立。10・19九十九商會と改称、東京・大阪・高知間航路開始(三菱商會の前身)。	
		10・20〔11・13〕 民部省の寮司を改正。寺院寮および地理・駅通・土木・庶務の4司を設置。	
		閏10・20〔12・12〕 工部省設置。鉱山・製鉄・鉄道・灯台・電信の5掛を民部省から移管。	
		閏10・24〔12・16〕 諸宿駅・本陣・脇本陣の名目を廃し、手当支給を停止。	
		11・一〔・〕 大阪・神戸間の鉄道全線起工。	

京	都	府
1・6〔2・24〕 府、綴喜郡・相楽郡の諸山の砂防工事に着手。府誌 下	4・4〔5・22〕 太政官、京都・大阪間の道路測量を工部省に命ず。府史工業類	
1・13〔3・3〕 府、管内駅通司に指示し、各駅の実情を調査。各駅賃金を制定。府史駅伝 1	4・19〔6・6〕 府、書状集箱を17カ所増置(計22カ所となる、うち伏見2カ所)。府庁文書 明4-10	
1・24〔3・14〕 東京・京都・大阪間に郵便法施行方布告(3・1施行)、郵便開始を定める(3地に郵便役所を開設し郵便切手を発売、3・1第1便、以後民間の飛脚便は禁止、民部省所管)。大蔵省沿革史 下	4・20〔6・7〕 出張駅通司、郵便切手売捌を小学校から各町年寄宅へ繰替えの件を府へ照会。府庁文書明3-23	
1・30〔3・20〕 大工職井上定次郎、東京から流伝の人力車を模造し開業を申請。この日許可(次いで7日、榊原要助開業)。府史工業類 2	4・一〔・〕 鉄道敷設のため、京都・大阪間の測量を工部省に命令。工部省記録鉄道篇	
1・一 測量定間定む(各郡図1歩10間、諸宮繞図3歩10間)。府庁文書 明4-7	5・7〔6・24〕 府、郵便賃金切手売捌を小学校より町年寄宅へ繰替えと決定(75カ所)。府庁文書 明3-23	
2・2〔3・22〕 府官員往復5里以上へ出張の際旅費支給を定む。同上	5・10〔6・27〕 以後家屋新築修繕等は府へ届出ることを布達。12月廃止。府庁文書 4-3	
2・23〔4・12〕 府、初の郵便切手5万2千枚の交付および集信函設置を駅通司に通達。府庁文書 明3-23	6・11〔7・28〕 府弁官へ外国人洛中旅行自由許可を願出。6・27外務省は旅行規定・絵図面等をさしそえ再願するように達す。7・2弁官許可。府庁文書 明4-13	
2・28〔4・17〕 駅通司、郵便時間表を集信函置場と切手売捌所で販売することを府に許可。同上	6・12〔7・29〕 府下鉄道建設につき官民一体となり尽力するようにとの告諭を出す。府庁文書 明4-10	
2・一〔・〕 郵便規則書布告し、書状集箱を設置す(5カ所)。府史駅郵類	6・16〔8・2〕 京都に鉄道掛を置き、京都・大阪間の測量を開始。英国人技師ブランドル担任。工部省出仕佐藤与之助が出張所の事務を管理。日本鉄道史	
2・一〔・〕 府、東京・大阪等へ毎日急飛脚を差立るにつき、道筋各町村の庄屋・年寄へ協力するよう布達。同上	6・29〔8・15〕 中立売・竹屋町・二条各橋の車通行禁止を解除。府庁文書 明4-10	
2・一〔・〕 府、京阪間電線架設のため、沿線の府藩県に線道測量に関して照会。府史工業類 2	6・一 車税を制定。同上	
3・1〔4・20〕 東京・京都・大阪間に<新式郵便>実施。西京郵便役所(現烏丸三条上ル姉小路車屋町)業務開始。府に管内の郵便取扱所の監督を委任。民部省からの諸通達類はすべて府を通じて示達される。郵政百年史料 22	6・一〔・〕 京都および敦賀に出張寮を置き、鉄道線路の測量開始。明治工業史鉄道編	
3・5〔4・24〕 駅通司出張所、郵便を時間表通りに差出すよう府に指示。府庁文書 明3-23	7・一〔・〕 宇治橋架橋竣工(慶応4・5洪水により落橋)。府史工業類	
3・10〔4・29〕 政府、京都・敦賀間鉄道線路測量を工部省に命令。太政類典 1-103、工部省記録鉄道篇	8・一〔・〕 西京鉄道会社(後に関西鉄道会社と改称。三井八郎右衛門ほか17名発起)設立を請願、9・5許可、明6・12・28解散。日本鉄道史	
3・27〔5・16〕 駅通司出張所、夜着の京阪書状は翌朝配達するよう府に指示。府庁文書 明3-23	10・28〔12・10〕 駅通寮西京出張所、郵便切手売捌方は信書箱場のほかは本日限りで廃止を府へ通達。府庁文書 明3-23	
3・一〔・〕 伏見駅郵便取扱所、同町字鐘木町に開設。郵便事務開始。伏見町誌	10・一〔・〕 郵便切手売捌出納事務、府から駅通出張郵便役所へ移管。同上	
4・2〔5・20〕 駅通司出張所、府の四方5里以内の地名・村名の調査を府に依頼。同上	11・5〔12・16〕 大蔵省、伏見駅陸運会社の開業を許可(12・1開業)。府史駅伝 1、伏見町誌	
4・4〔5・22〕 駅通司出張所、伏水(伏見)駅の郵便函場2カ所増置を認可。同上	11・15〔12・26〕 大蔵省、鉄製川蒸気船一艘および付属器具を10年賦で府民北条太平等に払下げ。府史工業類 2	
	11・一〔・〕 京都府、分課規定改正により、土木事務を庶務課に移管。府職制	
	11・一〔・〕 大蔵省、陸運会社の開業を府へ達す。布令 1号	

参	考	目	本
(1)「明治4年12月1日、伏見伝馬所傍に於て伏水陸運会社を開き、沢井権兵衛・桜井市兵衛・黒川藤三郎の3人総代となりしが、翌年正月辞し、水谷弥平・宮原治兵衛・諏訪伊兵衛之に逃れり。かくて伏見伝馬所並に六地藏伝馬所は明治5年8月を以て廃止せられ、駅伝事務は陸運会社に於て取扱ひしが、明治8年に至り陸運会社廃せられ、内国通運会社の引継ぐ処となれり……………」		1・24〔3・14〕 太政官、「継立場駅々取扱規則」、「各地時間賃金表」および「誓状を出す人の心得」を公布。	
		2・25〔4・14〕 灯台の私設を禁止。	
		4・15〔6・2〕 大井川ほか3川の渡制および渡船・橋梁賃を定める(幕府の制度を廃止)。	
		5・13〔6・30〕 ロンドン・上海間電信開通。	
		5・一〔・〕 駅通司、陸運会社規則案を作成(「説諭振」の内容を具体化)。	
		6・18〔8・4〕 デンマークの大北電信会社、上海・長崎間の海底電線を完成。	
		6・26〔8・12〕 民部省、対外電信を開始。	
		7・3〔8・18〕 東京・横浜間郵便開始。郵便時間賃金表を頒つ(15日施行)。	
		7・14〔8・29〕 廃藩置県の勅書を出す。	
		7・27〔9・11〕 民部省廃止により、駅通司を大蔵省、土木司を工部省へ移管。	
		7・一〔・〕 横浜郵便局開設(8月、函館・新潟・長崎・神戸の4港に郵便役所を設置)。	
		7・一〔・〕 阪神間鉄道石屋川トンネル完成(鉄道トンネルの初め)。	
		8・7〔9・21〕 大阪造幣寮、構内各所にガス灯65基、室内ガスランプ約621を点灯。	
		8・10〔9・24〕 駅通司を駅通寮と改称。	
		8・14〔9・28〕 工部省に工学・勸工・鉱山・鉄道・土木・灯台・造船・電信・製鉄・製作の10寮および測量司を設置。	
		8・14〔9・28〕 鉄道寮、品川・神奈川両県に対し、鉄路立入禁止の通達を依頼。このころ、京浜間鉄道完成個所で試運転開始。	
		10・12〔11・24〕 東京・青森間電信線建設を布達。	
		10・一〔・〕 本支両道の郵便賃金表発表。	
		11・5〔12・16〕 大蔵省、東海道および大阪の陸運会社の開業を許可。	
		11・13〔12・24〕 全国の県を改廃(～11・22、3府72県)。	
		11・14〔12・25〕 米国人建築家ブリジンス設計の新橋停車場竣工(同じく横浜は明4・9・2)。	
		11・23〔1・3〕 外国郵船の航客規則を頒布。	
		11・一〔・〕 駅伝制度廃止。	
		11・一〔・〕 大蔵省、陸運会社規則と賃金表を制定。	
		12・2〔1・11〕 治水法規改定。	
		12・5〔1・14〕 東京・長崎間に郵便を開く(所要95時間)。	
		この年	
		▷ 長崎経由でウラジオストク・上海・香港・シンガポール間に電信開通。	
12・1〔1・10〕 伏見陸運会社開業 ⁽¹⁾ 。伏見町誌			
12・4〔1・13〕 古世(亀岡)郵便取扱所開設。亀岡市史			
12・5〔1・14〕 毎日4度の郵便施行(朝六ツ半・昼四ツ・八ツ・夕六ツ時、封の4匁につき48文)。府庁文書 明3-23			
12・7〔1・16〕 南山城路より大和国への郵便開設に関する会議を奈良にて開催(駅通寮西京出張所員1名出席)。同上			
12・7〔1・16〕 市中大通筋の新建築および修繕の諸規則の廃止を布達(明15・11・28この布達を取消す)。府庁文書 明4-3、布達 247号			
12・13〔1・22〕 在京駅通寮、郵便物の軽重により賃金を定めるよう郵便賃金表を改正。府庁文書 明3-23			
12・13〔1・22〕 京都から兵庫・神戸・堺へも1日に2度の郵便差立となる。同上			
12・18〔1・27〕 亀岡へも偶数日郵便差立て。同上			
12・18〔1・27〕 大蔵省、関西鉄道会社の京阪間鉄道敷設に関して、鉄道会社規則を制定。日本鉄道史			
12・21〔1・30〕 横浜そのほかへも別仕立郵便開設。府庁文書 明3-23			
12・26〔2・4〕 京都・大阪間鉄道諸施設の工事着手。大鉄局史			
12・一〔・〕 京都から大津・伏見・大阪まで毎日3度の郵便施行。府庁文書 明3-23			
12・一 九門警衛廃止により門内通行鑑札廃止。府庁文書 4-7			
12・一 来住奉公人名録を寄留人名録と改称。府史戸口類			

京	都	府
1・18〔2・26〕 東海道の駅通および助役を廃止。伏見・淀両駅馬所および助郷を廃止。 府史駅伝 1	6・17〔7・22〕 府民米花小兵衛等、単駕（1匹立）・隻駕（2匹立）の2種類の馬車を設備し、車舗を下京区祇園町仲源寺内に開くことを申請。府、これを許可。 府史工業類 2	6・22〔7・27〕 府、馬車営業規則を公布。 布達 143号
1・24〔3・3〕 太政官、駅通寮西京出張所を廃し、郵便役所は従来通り存置する。 府史駅郵類、太政官布告18号	6・1〔・〕 馬車営業許可のため市中順路を定む。 府庁文書 明5-1	6・1〔・〕 陸運元会社（後の日通）京都支店開設。 社史日通
1・一〔・〕 井上鉄道頭、京都・大阪間線路の測量および経費予算を上申。 明治工業史鉄道篇	7・1〔8・4〕 六地藏・長池・玉水・木津・山崎・向日町、各陸運会社開業。8月伏見および六地藏伝馬所廃止。 府史駅伝 1、伏見町誌	7・1〔8・4〕 舞鶴郵便取扱所開設。 舞鶴史話
1・一〔・〕 改正前の郵便賃表未回収の件に関し在京駅通寮と府の間に紛争生じる。 府庁文書 明3-23	7・1〔8・4〕 宮津郵便役所開設（字本町小字京街道郵便取扱役員品川半兵衛宅、郵便事務開始。 与謝郡誌	7・1〔8・4〕 宮津郵便役所開設（字本町小字京街道郵便取扱役員品川半兵衛宅、郵便事務開始。 与謝郡誌
2・5〔3・13〕 府、西高瀬川開鑿を大蔵省に申請し不許可となる。 府史工業類	7・20〔8・23〕 太政官、8月末限りで諸道伝馬所・助郷廃止。 太政官布告204号	7・20〔8・23〕 太政官、8月末限りで諸道伝馬所・助郷廃止。 太政官布告204号
2・5〔3・13〕 京都・大阪間鉄道路線を大阪堂島より本庄・中津・吹田を経て京都と決定。この月工事着工。 日本鉄道史、京都商工会議所史	8・一 府下人力車数1,581台。 京都新聞 36	8・一 府下人力車数1,581台。 京都新聞 36
2・15〔3・23〕 太政官、京阪間の鉄道建設を布告。 明治史要、明治工業史鉄道篇	9・7〔10・9〕 東京・京都間電信開通。 布令191号	9・7〔10・9〕 東京・京都間電信開通。 布令191号
2・24〔4・1〕 府参事頼村正直、太政官の命により京阪間鉄道建築御用掛となり、工部省と協議。 府史工業類 2	9・14〔10・16〕 西京郵便役所、府へ国内郵便差立日割表を送付。 府庁文書 明5-25	9・14〔10・16〕 西京郵便役所、府へ国内郵便差立日割表を送付。 府庁文書 明5-25
2・25〔4・2〕 回り3尺以上の立木伐採に際しては許可を必要とする。 府庁文書 明5-5	9・18〔10・20〕 駅通寮大阪出張所、京都府に対し京都・大阪間郵便馬車の開業に関し照会（9・20府より大阪出張所へ承知の旨回答）。 府庁文書 明5-25	9・18〔10・20〕 駅通寮大阪出張所、京都府に対し京都・大阪間郵便馬車の開業に関し照会（9・20府より大阪出張所へ承知の旨回答）。 府庁文書 明5-25
2・一 三条・四条・五条3橋に2基づつのガス灯設置。 京都新聞 18	9・一〔・〕 府、淀川・宇治川・木津川・鳥羽川に航行する運輸船規則を發布。 伏見町誌	9・一〔・〕 府、淀川・宇治川・木津川・鳥羽川に航行する運輸船規則を發布。 伏見町誌
2・一 他管轄止宿人届出を等閑にせめよう布達。 府庁文書 明5-1	10・2〔11・2〕 市中町々に硝子灯設置を布達。 府庁文書 明5-9	10・2〔11・2〕 市中町々に硝子灯設置を布達。 府庁文書 明5-9
3・15〔4・22〕 京阪間鉄道建設のため東本願寺枳殻邸地約8,900坪を買収(2,668円)、関西鉄道局京都出張所を移す。 日本鉄道史	10・12〔11・12〕 与謝郡三河内村奥山川決壊。家屋の重被害80戸、軽被害48戸、田畑重被害11町歩。 府風水害記録史	10・12〔11・12〕 与謝郡三河内村奥山川決壊。家屋の重被害80戸、軽被害48戸、田畑重被害11町歩。 府風水害記録史
3・15〔4・22〕 西京郵便役所、大津・伏見そのほかとも郵便物を郵便往復通送車で運輸することを府に通達。 府庁文書 明3-23	10・12〔11・12〕 府、駅通寮大阪出張所の申入れにより京阪両府内郵便往復改正規則を揭示。 府庁文書 明5-25	10・12〔11・12〕 府、駅通寮大阪出張所の申入れにより京阪両府内郵便往復改正規則を揭示。 府庁文書 明5-25
3・一〔・〕 大阪堂島の元大村藩邸に出張所を置き、東鉄道寮とし、京都・大阪間の鉄道建築を管理。 日本鉄道史、鉄道略年表	10・一 鉄道建設につき線路予定地左右5間半計11間内に田畑家屋をつくるを禁止。 府庁文書 明5-10	10・一 鉄道建設につき線路予定地左右5間半計11間内に田畑家屋をつくるを禁止。 府庁文書 明5-10
4・9〔5・15〕 新築家屋は以後現在より1間後退して建てることを達す。 ⁽¹⁾ 布達83号	10・一〔・〕 加茂川七条仮橋では旅人から橋銭をとる。 京都新聞 43	10・一〔・〕 加茂川七条仮橋では旅人から橋銭をとる。 京都新聞 43
4・22〔5・28〕 京都・大阪・神戸間の電信開通。 ⁽²⁾ 明治史要、府庁文書 明4-3	11・1〔12・1〕 市内に石油灯装置が完成し、無提灯の通行が許可される。 京都電灯50年史	11・1〔12・1〕 市内に石油灯装置が完成し、無提灯の通行が許可される。 京都電灯50年史
4・22〔5・28〕 伝信局を電信局と改称し、京都にも西京電信局設置(河原町三条一筋上ル東側)。 続通信事業史、4・15 工部省達関連	11・8〔12・8〕 府、管下東海道筋各駅に郵便取扱人を設置。 府庁文書 明5-25	11・8〔12・8〕 府、管下東海道筋各駅に郵便取扱人を設置。 府庁文書 明5-25
5・27〔7・2〕 琵琶湖疏水計画を市民出願(府許可、内務省不許可)。 京都市会史	11・8〔12・8〕 府下馬車業者米花小兵衛、	11・8〔12・8〕 府下馬車業者米花小兵衛、
5・28〔7・3〕 検地掛廃止、職掌は庶務課に主管する。 府庁文書 明5-4		
6・10〔7・15〕 郵便報知新聞発行につき、駅通寮より京都府へ協力依頼。 府庁文書 明3-23		

参	考	日	本
(1) 市街家屋建築の時町井一間引退けの制 これは市街の体裁を保ち火災悪病の防禦、運輸の便利に供するために設けられた。明15・5・27府会は知事の「市街一般には実施しかたきを以て三条・四条・五条・七条・大和大路・堺町・東洞院・鳥丸・新町・油小路・大宮の各通において実行せん」との諮問に対し「正理に戻り民情に適せず」として解除を答申。翌16年知事は、市内幹線道路のみにこの効力を留める諮問案を府会市部会に出した否決され、この布達は消滅した。 府会志		1・一〔・〕 政府監督下に回漕扱所を設立(回漕会社の船舶および業務いっさいを継承)。8月解散して日本政府郵便蒸気船会社に継承。 2・28〔4・5〕 太政官、鉄道略則公布。 2・29〔4・6〕 東京・大阪間に郵便用人力車の使用開始(遠距離輸送、車体の構造、道路状況などに無理があり、5カ月で廃止)。その後、郵便の通送、集配の高速化を計るため郵便飛行馬(飛馬ともいう)を採用。 3・1〔4・8〕 東京府下の郵便1日3回開始。 3・4〔4・11〕 東京府、馬車の利用者増加に伴い、馬車規則を制定。	
(2) 京神電機「京阪神ノ間電信線ノ通信四月二十二日ヨリ御取開ニ相成タリサア是カラハ極楽世界京ト神戸モ耳語自由悪事千里ヲ走ルモ早く好事モ萬里ニ通達シ坐ナカラ合点ノ堂島相庭目出タイ御代ヂヤナイカイナ」 京都新聞 25		5・4〔6・7〕 太政官布告をもって鉄道犯罪罰例および改正鉄道略則を公布。 5・7〔6・12〕 品川・横浜間で鉄道仮開業。 6・13〔7・18〕 列車による郵便物通送開始。 6・22〔7・27〕 3等駅通寮を2等駅通寮とする。	
(3) 「方今府下人心開化ノ域ニ進歩セルニ從ツテ道路ノ間モ大ニ闊ケ社寺ノ林藪ヲ伐リ開キ市井ノ隙地ヲ画シ各所ニ新路ヲ造リ以テ庶民ノ往來ニ便ス其一ニヲ挙テ云フニ京極通(寺町ヲ云)ノ東北三条通ヨリ誓願寺錦天神四条通場等穿チ南四条通へ透スコレヲ新京極町ト称シ此街ニ當ム劇場其他見セ物前ニ十倍シ極メテ繁昌ナリス」 京都新聞 74		6・24〔7・29〕 政府、各府県に諸街道往還敷取調を命ずる(道路改修の準備)。 6・27〔8・1〕 鉄道寮職制および鉄道寮事務章程を制定。 6・一〔・〕 三都飛脚仲間古河市兵衛・吉村甚兵衛ら請願の陸運元会社設立(信書通送と貨物運送を分離、郵便事業は官営となる)。 6・一〔・〕 駅通寮、陸運会社を認可。 7・一〔・〕 政府、全国に郵便を施行。 7・一〔・〕 日本最初の測候所を北海道に設置。	
駅通寮の指図により大阪の同業者鶴島紀十郎と協議し、京阪郵便馬車会社創設を本府に申請、許可される。 府史工業類 2		8・10〔9・12〕 日本政府郵便蒸気船会社設立(11・3日本国郵便蒸気船会社と改称、明8・6解散)。 8・20〔9・22〕 工部省、関門海峡に海底電線敷設。 8・一〔・〕 東海道以外諸街道の伝馬所も廃止され、宿駅制度終焉(以後、人馬継立および郵便業務はすべて陸運会社で扱う)。 8・一〔・〕 陸運元会社、高崎河岸に回漕所を設け、利根川水運に進出。 8・一〔・〕 海軍水路寮、日本最初の海図『陸中国釜石港之図』刊行。	
11・27〔12・27〕 豊岡県雑税掛、50石以下海川船税金規則布達。 官津支庁文書 3		9・12〔10・14〕 新橋・横浜間鉄道開業、日本最初の鉄道(9・18旅客運輸開始、明6・9・15貨物運輸開始)。 9・29〔10・31〕 横浜ガス局、神奈川県庁と本町通の間にガス灯10数灯を点灯。 10・一〔・〕 静岡県浜松合資会社に対し浜松堀留運河免許。日本最初の運河、3,203間、幅27尺。 11・9〔12・9〕 太陰曆を廃し太陽曆を採用と布告(明5・12・3を明6・1・1とする)。 この年 ▷ 東京銀座通、洋式家屋・道路完成。	
11・一〔・〕 府、京阪間郵便馬車通行の府下沿道の町村に道路の修繕を命令。 同上			
12・一〔・〕 京都市内に電報配達無賃制採用。 電々事業史			
この年 ▷ 新京極開く(三条小橋二丁、誓願寺境内寺町の東を南に折れて四条通に達する道路を開く。寺町の古名京極に対し新京極と称す)。市内新路開設すすむ。 ⁽³⁾ 新京極沿革史			
▷ 綾部郵便取扱所開設。 郵便規則			
▷ 桑田郡で老ノ坂の切下工事を、何鹿郡では人夫1,000人の勞力奉仕を申し出、普請に着手(解放令をよるこんで)。 京都新聞 38			
▷ 淀川早船 京都博覧会のため新造の西洋造り屋形船就航し、夕方7時伏見発、同夜12時大阪高麗橋着。また川蒸気淀川丸は朝8時高麗橋発、午後3時伏水着、高瀬早舟利用5時四条小橋着で、淀川丸より舟足がはやい。 京都新聞 21			

京	都	府
1・16 伏見観月橋渡初式。明1・1豊後橋が兵火のため焼失、観月橋と改め新しく架橋(「伏水の豊後橋は山城国三大橋の一にして 菟水 の下流に架し、長さ百間に余る、戊辰正月の兵火に焼亡し、其後舟渡しとなり、南北往来の人頗る之を艱す、今般営繕の功畢て名を観月橋と更め、既に一月十六日渡初の式あり、漆黒の繡柱東西に画出し、油碧の鉄欄左右に接連す、宏壮佳麗目を驚すべし、却説洛中鴨川に架する三十四箇の大橋見苦しきとて、今度四条橋を营造するに西洋の規模に倣て鉄を以てするの議あるよし)。	京都新聞 60	9・一 山崎郵便取扱所設置。郵便規則 明8 11・中 馬車人力車等に番号をつけることを布達(明8・10再達)。府庁文書 明6-12 11・一 諸物貨送達規則制定。同上 12・26 京都・大阪間鉄道建設工事着手。明治工業史
1・18 豊岡県福知山支庁、由良川筋土木事業を計画。宮津支庁文書 4		12・一 府、プロシア人リュードルフ=レーマンを建築教師として勸業場に備う。府史工業類 2
1・19 府駅通掛、西京郵便役所に対し、京都・東京間中仙道筋の里程調査を依頼。府庁文書 明5-25		12・一 本府管内丹波3郡に陸運会社を設け、船井郡鳥羽村・八田村・橋爪村の公用人馬継立を廃止。府史駅伝 2
1・中 馬車営業のため市郡とも道路通行制限をとく。府庁文書 明6-5		12・一 伏見製作所開設、西洋建築用鉄材を製作。府史勸業類
2・1 京阪郵便馬車会社、米花小兵衛より南三郎助に付与され開業(「頃日京阪の間に往復の馬車を開き、其神速至便なる事は五時間を不出して着す。尤も乗価六十二錢五厘にして、阪地にては天神橋南詰、京地にては姉小路車屋町の両地へ会社を結び毎日午前九時、午後一時の発途なる由)」。大阪新聞 2・8、府史工業類		この年 ▷ 府、由良川治水工事官費施行を請願、以後数回行う、明12地方費 1/2 支給となる。日出 明24・7・9 ▷ 政府、蘭人工師エセッセル、チュンセン、デレーケの3名に淀川改修の測量調査を行なわせる(この設計により観月橋以下大阪天満橋に至る粗朶工事、砂防工事を行なう)。府誌 下
2・25 府、府民田中寅吉申請の三条・滋賀大津浜間の馬車通運を許可。府史工業類 2		
2・26 傭英国人建築師ダイアック、ブランドル、デー、ロジルス、シャン等工事を分担し京都・大阪間鉄道起工。日本鉄道史		
2・初 牛車・地車冥加金改正を布達。府庁文書 明6-6		
2・中 明治5年春取除いた、市中木戸門合石の除去を命ず。同上		
5・30 加茂川・桂川洪水(「高さ1丈余、作物半ばを失う)」。日出 明20・8・28		
6・7 比叡山中の山城・近江兩國の境界を正し、滋賀県と調整。太政類典、府誌 下		
6・7 中立売通堀川に石橋架渡、渡初式を挙行。京都新聞 76		
6・一 船井郡曾根村・須知村間新道開さくに当り、曾根村明田三大夫、上野村山崎談叟は自費をもって開さく、須知村河合茂兵衛・世木弥助は人足差配に努力し、長谷知事から木盃下賜。京都新聞 75		
7・一 府、英国建築教師イルネスト・ウェットンを勸業場に備う。府史工業類 2		
8・中 大工会社解散を布達。府庁文書 明6-10		

参	考	日	本
(1) 郵便馬車賃銭・出車時間(明6・1) ・午前9時 京都発 午後2時 大阪着 午後1時 京都発 午後6時 大阪着 ・賃銭 京都→大阪 62錢5厘 } 郵便馬車 京都→橋本 56錢2厘5毛 } に便車 京都→大阪 3円50錢 別仕立1車 ・待合 郵便役所(姉小路車屋丁)または、八坂新地馬車会社 府史駅郵類		1・12 政府、鉄道建設を民間の会社に委任し、結社の方法は蔵省に任せる旨を布告。 1・15 府県に対し、公園の候補地を選ぶよう指示。 1・27 横浜発上り列車の煙突噴炭のため、蒲田付近の民家5戸を焼失。 2・18 東京・長崎間有線電信工事完成。 3・10 <郵便賃銭>の呼称を廃し、新たに国内均一の郵便税を定める。 3・13 鉄道犯罪条例改正。 4・1 全国均一郵便制公布、郵便役所を1〜4等に分ける。 ⁽²⁾ 5・1 郵便事業の政府専掌を布告(駅通寮の管轄)。 6・5 鉄道寮、新橋・横浜間鉄道の上等乗客に、3カ月120円で<往復常乗り切手>を交付する制を設ける(定期乗車券の初め)。 6・17 政府、両京から各府県への里程一覧表をだす(これにより郵便路線を定める)。 6・27 駅通寮、物資運輸営業を許可制とする。 6・28 駅通寮、新聞原稿の郵送配達無料制を決定(7・1実施)。 6・一 陸運元会社、運送貨物の危険請負開始、全国に出張所・分社・取扱所3,480店を開設。 7・一 郵便犯罪罰則制定。 8・2 河湾道路修築規則および河湾道路の等制(3等に分類)を制定。 8・6 日米郵便交換条約調印。 8・9 停車場における雑品販売を許可。 8・13 大日本政府電信取扱規則制定。 8・一 三井組、新橋・神奈川・横浜の3停車場における荷物取扱所の開設と貨物の集配営業を請願、許可される。 9・1 太政官、貨物運送の無許可営業を禁止。 9・13 太政官、鉄道貨物運送補助と賃銭表を公布。 9・15 新橋・横浜間に貨物運輸開始。 9・23 鉄道建築規則制定。 9・一 飛脚禁止、陸運会社の独占成る、陸運会社規則制定。 9・一 停車場内の新聞売、列車発着時列表と貨物賃銭表を販売。 11・10 内務省新設、駅通寮・土木寮を置く。 12・1 郵便葉書(2つ折り、明8・5から単葉となる)・封囊(切手模様を印刷した封筒)を発行。 12・17 政府、東京府下修路費課賦の法を定む。 12・20 政府、各府県に令して里程測量を行ない、測量法・七標柱・地図の様式を公布。 ⁽³⁾ 12・28 政府、関西鉄道会社解散の上申を許可。 ⁽⁴⁾	
(2) 明3・5 駅通権正に任ぜられた前島密は、「駅制根本の革新を図らん」と決意し、明6・4 英国におけるローランド=ヒルの制度をモデルとして市内外、不便地の別を除き、それまでの里程別料金制度を全国均一制に改め、さらに東京・京都・大阪・神戸・長崎・横浜・函館に1等郵便役所を、2等から4等まで270の取扱所を全国に設けて郵便官営の基礎をきずいた。郵便料金は、4勾毎の重量制と距離制の二本立を廃し、重量制のみとし、同時に市内郵便の制度を新設、市外2勾までごとに2錢、市内はその半額の1錢とした。ただし、郵便取扱所のない地宛のものは、重量にかかわらず1通につき1錢の割増料金をとることとした。なお従来の郵便賃銭を郵便税と改称。 (3) 曲尺6尺を1間、60間を1町、36町を1里とする。また東京日本橋、京都三条橋の中央に起程本標を設定し、他は本庁所在地に本標を設置。 (4) 京都府権大参事榎村正直は、京都府の衰亡救済と西日本の経済発展のため、府下の豪商資本を集合して鉄道建設の資金源としようとした。こうして三井・島田・小野をはじめ富商17人を発起人として関西鉄道会社が創立されたが、敷設経費が当初見積り70万円の2倍に達すること、京阪地方財界が不況に見舞われたこと、さらには政府が鉄道官営の方針を打ち出したこと等もあって、政府は京都府を通じて1万5千円を交付して会社を解散させた。明治維新の政局と鉄道建設			

京	都	府
1・1	綴喜郡玉水郵便取扱所開設。 郵便規則	
1・28	府民柏村吉兵衛等、陸運元会社に加入し、運送業を開業。 府史駅伝 2	
2・24	京都電信局、下京区三条東洞院乾角に移転。 府誌 下	
4・1	四條大橋を鉄橋に改築、渡橋式挙行(工費1万6,830円、通行の車馬人員から橋銭をとる。明14・7橋銭廃止)。 府史工業類 1、日出 明 20・8・5	
4・25	府、川船税廃止。 府庁文書 明7-1	
5・10	下京区第18区松原通東洞院西入ル俊成町より出火、700余戸焼失。 府史刑賞類	
5・一	内務省、淀川観月橋・天満橋間改修工事着工(明32・3まで)。淀川左岸水害予防組合誌	
7・2	府、内務省顧問蘭人工師デレーケを招き、木津川・宇治川の砂防工事の調査開始。 府誌 下	
7・一	淀川蒸気船、太政官布告5号により日中は旗章を掲げ、夜就航は舷灯を点ずる。 府庁文書 明15-42、43	
8・一	府内の河川・道路および橋梁を1〜3等に区分。 ⁽¹⁾ 府令301、400号	
9・10	西京土木司出張所を廃止し、以後開運事務は在阪土木司に照会。 府史工業類 2	
10・一	府、郵便配達人が配達先で酒代・手数料をとることを禁ずる。 府庁文書 明7-5	
12・16	網野・岩滝・加悦・岩鼻に郵便役所開設。 郵便規則 明8、網野町史、与謝郡誌	
12・25	京都・名古屋鉄道線路測量許可される(明8・5・20測量開始)。 府庁文書 明8-1、工部省記録鉄道篇	
12・一	市中郵便投函40カ所増置を布達(計78カ所)。 御布令	
この年		
▷ 淀川本流の伏見・天満橋間の舟運のため、15年計画をもって低水位(5尺)の水深を保たせる工事を開始(工費87万余円)。 田辺町史		
▷ 初田岩次郎、神戸の商館と特約して下京を正面高瀬川西岸でセメント販売開始。屋号<灰岩>。明15、大阪セメント(株)と特約し京都でセメントの一手販売をする(鱗印セメント)。 日出 明41・12・24		

参	考	日	本
(1)	河港道路修築規則(明6・8大蔵省布令)の区分	1・一	郵便取扱所を郵便役所と改める。
1等河	宇治川・淀川・木津川・大池	1・5	新橋・京橋間馬車鉄道開通。
2等河	大堰川・桂川・東高瀬川など49河川	1・10	内務省に勲業・警保・戸籍・駅通・土木・地理の6寮および測量司を置く。
1等道路		1・10	太政官、東京・琉球間の郵船往復を布告。
・東海・東山両道の起線	三条大橋一蹴上山科追分一近江国 三条大橋一大和大路一伏水六地藏一追分一近江	2・18	セメント製造所を内務省土木寮から工部省製作寮に移管。明8・5工場竣工し、初めてセメント若干焼成。
・山陰道の起線	三条大橋一大宮通一丹波口一朱雀村一沓掛村一亀岡一丹後国	2・27	阪神間の西鉄道寮と京阪間の東鉄道寮を合併、鉄道本寮を大阪へ移す。
・山陽道の起線	三条大橋一大宮通四ツ塚一向日町一山崎庄一摂津一播磨国 三条大橋一千本通鳥羽淀橋一橋本一河内国	5・11	大阪・神戸間鉄道開通。
・南海道の起線	三条大橋一寺町五条橋一伏水観月橋一長池一玉水一木津一大和国一紀伊国	5・18	小包荷物運送規定を実施(5斤まで5銭、5斤以上1斤を加える毎に1銭を加え、易損品・崇高品は1斤15銭、1斤増る毎に3銭を加える)。9・1廃止、小包荷物運送規則実施。
・北陸道の起線	三条大橋一千本通鷹ヶ峰一小野郷一丹波国細川郷一八原村一若狭国 三条大橋一加茂川提一高野村一小出石村一近江国一若狭国	6・15	旅客運賃改定(新橋・品川間上等15銭、中10銭、下5銭、新橋・横浜間上1円、中60銭、下30銭)。
2等道路以下略		7・25	海外公信の伝通(神奈川県委託)を駅通寮に移管、旅費定則を改定。
		8・27	航海公証規則制定。
		9・3	郵便為替規則制定。
		9・22	日本帝国電信条例を制定(電信事業の政府専掌の確立)。
		9・一	駅通寮、内務省管轄となる。
		10・9	スイスのベルンで第1回万国郵便会議が開かれ(9・15)、万国郵便連合条約調印。
		10・11	新橋駅付近でポイント故障により機関車および貨車一両転覆(最初の鉄道車両転覆)。
		11・10	国内回漕規則を制定(明2施行の港内取締規則を廃止)。
		11・12	ベトルビザー号(伊)に神戸および内海の測量を許可(未完了)。
		12・18	東京府下京橋以南に瓦斯灯竣工(明3・3京橋以北浅草等の各所に竣工)。

京	都	府
1・1	西京郵便局を京都郵便局と改称。 郵政百年史資料 10	
1・一	宮津郵便局、為替事務開始。 与謝郡誌	
1・一	伏見郵便局、郵便為替事務開始。 伏見町誌	
1・一	日ノ岡峠開修工事着工。 ⁽¹⁾ 府庁文書 明9-38、府誌 下	
2・一	天田郡生野村に生野郵便局設置。 細見村史	
3・7	桑田郡第2区矢田村相原宗範、保津川 水害防止工事を願出。府、同日水害予防方法の 建議をするよう相原に達す。 府庁文書 明7-7	
3・28	東鉄道寮(京都・大阪間)を鉄道本寮 に合併。2・27鉄道本寮を大阪に移し西鉄道寮(大 阪・神戸間)を合併。 日本鉄道史	
4・一	堤防上を畑地等にするを禁止。 府庁文書 明8-7	
5・28	土木寮分局を大阪に設置、淀川流域の 土木事務を管掌。 府庁文書 明8-1、明治史要	
7・一	東高瀬川筋堤防修繕の入札を行なう。 府庁文書 明7-32	
8・1	京都・大阪間西街道郵便開始により、 9・16から橋本・山崎間の隔日運送を廃止。 府庁文書	
9・4	府、郵便為換を山城国木津・宇治、丹 波国園部・亀岡に開設を布達、10・2開設。 府史駅郵類	
9・8	駅通寮出張京都郵便局に貯金預局開設。 府庁文書 明8-9	
9・24	淀川護岸のため粗雑工使用。 府庁文書 明8-1	
9・30	民部権大亟吉井某以下、淀川・宇治川 ・桂川の水勢を巡視。 府史工業類	
10・2	駅通寮出張京都郵便局、貯金事務取扱 開始。 布令391号	
10・19	下京区骨屋之町板倉仙助、府へ淀川通 行蒸気船の繫場・客乗場・上陸場調査書を提出。 府庁文書 明9-12	
この年		
▷ 地租改正に際し、府下各町村の便宜にまか せ地図を調整させる。 日出 明21・5・9		
▷ 伏見郵便取扱所、2等郵便局となる。 郵便規則		

参	考	日	本
(1) 日ノ岡峠は三条通東端、蹴上から旧宇治郡山 科村に至る道路で、交通が激しく急勾配であった ため改修工事を行なう。1丈1尺4寸切り下げ最 急勾配20分の1とし、三条大橋以東滋賀県まで延 長、1里19町51間の路面をマカダム式(英国の J.L. マカダムの考案した工法、大粒の碎石を敷 き転圧して相互に充分かみ合わせ、間隙を砂・小 石等の目つぶし材で填充して仕上げる)に改造、 測溝を整備、工費2万6,800円。 ○外人の眼に映じた40年間の日本 「余は今より40年前、即ち明治8年の11月13日に 米本国より日本に来……その翌年横浜から人力車 で6日間を費して京都に帰った事があるが、其時 には益々鉄道のない事を不便としたのである。… 抑も明治8年という頃は京都大阪間に鉄道は未だ 1哩も敷れてなかったので、余は大阪から朝早く 淀川の汽船に乗り、8時間を費して漸く午後4 時頃に伏見につき、又6時頃に京都に入ることを 得たのである。それで8時間といふ長時間小さき 船室にちぢめられたといふ事は如何にも窮屈に 相違ないが……」同志社大学教授 ラーネッド博 士述。 日出 大4・11・23 ○府下郵便関係施設数		1・1	郵便役所を郵便局と改称。1～5等に 区別、郵便為替事業を開始。また同一市内には本 局・分局をおく。 1・8 横浜郵便局、外国郵便を開業。 1・18 内務省、米國太平洋汽船会社に対抗す るため、三菱商会に上海・横浜航路の開始を命令、 2・3同航路開始。日本初の外国航路(5・1三菱 商会、三菱汽船会社と改称)。 2・8 伝馬村落の廃合または改称を禁止。 2・20 従来雑税と称するもの約1,500種、河川 堤防費として取りたてる国役金、車馬・遊船など の諸税規則等を廃止し、新たに車税規則等を制定。 2・一 陸運元会社、内国通運会社と改称。 3・20 東京・青森間、津軽海峡および北海道 渡島・福島港・札幌間の電信線全通。 3・27 政府、内国通運会社の鉄道貨物運送取 扱の申請を許可。 4・30 内務省、各駅陸運会社にたいし5月末 限り解散を命じ、人馬継立営業に関する事項を各 府県に委任。 4・一 郵船、上海との往復開始。 5・1 大阪・安治川間鉄道開通(明10・12廃止)。 5・8 駅通寮、東京府下郵便局・横浜郵便局 で貯金預所事務(郵便貯金)を開始。 5・15 函館との渡航場を青森港に定める(そ れまでは青森県北郡大瀬港を使用)。 5・一 鉄道寮神戸工場、国産材料により客・ 貨車を製作(台車・台わくを除く)。 6・1 英国人技師により、わが国で初めて気 象観測が行なわれる。 6・28 工部省に管轄局を置く。 6・一 利根川改修工事始まる。 8・18 鉄道寮、神奈川県人渡井八太郎に列車 内の貨座ぶとん営業を許可。 9・15 政府、三菱汽船会社に<第1命令書> を下付(政府所有汽船13隻の無償払下げ、以後15 年間運航費助成金25万円および海員助成金1万 5,000円を毎年交付などを規定)。9・18 郵便汽船 三菱会社と改称。 9・一 日本国郵便汽船会社解散。 10・12 政府、華族組合出願の東京・横浜間鉄道 払下げを許可(実費概算300万円で払下げ)。明11 ・2・18華族組合、請願取消願を提出し許可される。 10・16 郵便汽船三菱会社、太平洋汽船会社お よびO.&O.汽船会社の横浜・上海線を買収、11・ 8琉球航路開始。 11・25 2等駅通寮を1等駅通寮とする。 11・28 国内回漕規則を廃止し、洋式船舶の開 港場出入規則を制定。 12・17 内務省、各府県に令し、道路線内の閑 地を貸与しての家屋造築を禁止。
明 3			
4	5		92 22
5	10		97 ?
6	11		? 38?
7	35		? ?
8	37	6	1 66 75
9	67	10	35 2 49 89
10	67	10	36 36 52 89
11	85	11	38 42 547 347
12	85	14	38 14 581 395
注 ・明8までは旧豊岡県下を除く。 ・明8郵便役所は郵便局と改称。 ・明4郵便役所は西京に、郵便取扱所は伏水・淀・ 古世・木津にあった。同年郵便函22の内訳は市内 18、本局1、伏見3。 ・資料：駅通明鑑、郵政百年史資料22、郵便規則 京都中央郵便局和田信三調べ			

京	都	府
1・27 諸車の長さを9尺以内とするを布達(2・1より実施。4・27、9尺以上のものは切縮めるよう布達)。府庁文書 明9-7		この年 ▷ 京阪間鉄道開通のため伏見方面は不振(三十石船は乗客を汽車にとられ、賃銭下り従前1人前金1朱、上り同2朱、川蒸気は下り1人3朱、上り同1分1朱であったが、10月大阪から汽船伏見まで20銭(旧25銭)橋本まで15銭(旧20銭)に値下げ、伏見浜辺で人力車稼業500人余もあったが、客が減り、諸方へ出稼ぎに出る者が多い)。東京曙 9・8、浪花 10・5
1・一 由良川渡船を廃し、板橋を架設(紫水園の北方)。(1) 綾部町史		▷ 横村権知事、雇外国人をして桂川付替工事を測量設計させる。その後知事更迭等のため延引。日出 明22・9、29
2・5 川船規則制定。府令45号		▷ 人力車5,000輛に及び市中車声で喧噪。東京曙 7・28
2・19 道路造成修繕等工用物品運送についての届出制を廃止、「修路」の二字をつけ運送のこと。府庁文書 明9-7		▷ 京都郵便局、貯金事務開始。郵政百年史資料
2・一 京阪間鉄道建設で、桂川の橋の辺は昼夜数百人が工事中。東京曙 2・17		
3・31 軽運車荷台寸法において鯨尺を用いるを禁止。府庁文書 明9-7		
3・一 市内三条通りは道普請で人力車・馬車通行困難。東京日日 3・29		
4・8 他府県人民所有車にて営業するを禁止。府庁文書 明9-7		
4・27 川船規則を改正。府令185号		
4・一 諸車検査は土木掛より勧業掛に移す。府庁文書 明9-3		
5・一 市中道路はおいおい修繕がゆきとどく。東京曙 5・1		
5・一 八坂神社前から四条を烏丸まで15町余の間に30間ごとに鉄灯台を1本ずつ立てることに決定。東京日日 5・16		
6・1 周山宮脇に郵便局開設。北桑田郡誌近代編		
6・2 鶴ヶ岡に郵便局開設。同上		
6・一 三条大橋から粟田口まで道路修繕を計画。(2) 東京曙 6・28		
7・22 府、京都・大阪間の電信線改設を管内沿線各町村に令す。府史工業類		
7・28 京阪間鉄道のうち大阪・向日町間敷設工事竣工、高槻停車場開設。明治工業史鉄道篇		
7・一 東洞院七条の二丁ほど南にステーションを営繕、烏丸七条上ル東側の家屋を半丁だけ取除く。東京曙 7・19		
8・9 京阪間吹田・茨木・山崎3停車場落成し、営業開始。明治工業史鉄道篇		
9・5 京阪間鉄道京都(大宮通)・大阪間仮開業、京都駅仮開業。(3) 明治工業史鉄道篇、駅勢要覧、工部省記録鉄道篇		
9・21 京阪間鉄道に属する電線架設工事落成。明治工業史鉄道篇		
10・5 西京大宮通電信局開設。法規分類大全 1(運輸門9)		
10・13 京都・大阪間鉄道電信局開設。同上		
11・一 諸車府税定則制定。府庁文書 明9-6		

参	考	日	本
(1) 津渡		2・8	日米郵便交換条約追加条約調印(3・31批准)。
淀川 八幡庄橋本、円明寺		2・一	英国 P.&O. 汽船会社、香港・上海・横浜航路を開始。
宇治川 宇治郷、向島、水垂、樋爪		4・12	日米郵便交換条約を補正し、外国郵便税を改定。
木津川 水主、下津屋、西津屋、富野、草内、飯岡		4・15	上海の日本領事館に郵便局設置。
桂川 鴨川、八幡庄内、川口、木津郷、山本、綺田、平尾、上奈良		5・一	鉄道寮、郵便汽船三菱会社に対し、関西地方の船積荷物の鉄道運賃割引を協定。
和知川 味方、里村、位田、栗村、小貝、私市		6・8	河港・道路修築規則改正し道路の等級を廃し、国・県・里道に3区分。維持修繕費は、国・県道は府県費、里道は町村の負担。国道は1等7間、2等6間、3等5間、県道は4~5間)。
大堰川 宇津根、雀部、大戸、三軒家、保津、八木		6・8	河港の等級を廃止。
音無瀬川 猪崎、川北、中村、筈巻		6・27	中国最初の鉄道、英国人の経営で上海・呉松間に開通、全長8Km(10・24清国買収)。
土師川 土師		8・一	英国 P.&O. 汽船会社、上海・横浜航路を廃止(郵便汽船三菱会社、同航路の支配権を掌握)。
牧川 上天津、牧村		8・一	東海道郵便馬車開通。
宮津港 九世戸		9・15	政府、郵便汽船三菱会社に対し<第2命令書>を下付(向う12年間毎年25万円の運航助成金および商船学校設立義務に対する年額1万5千円の助成金を下付)。
由良川 中山、藤津、大川、二箇、志高、桑飼、地頭、高津江、有路、千原、神崎、丸田、公荘		10・17	各区町村金穀公借・共有物取扱・土木起工規則を制定(区町村の自治体的性格の承認)。
水戸口 日置浦	府治一覽表 明10	10・24	勸業に関する書牒物件の郵便規則を制定。
(2) 三条大橋より東へ粟田口まで道路修繕官費のよし。数千人の人足にて昼夜の御世話。軒下の溝は二重にして民費、表間口一間にて凡そ四円程も掛けるという。東京曙 6・26		10・30	朝鮮への郵便船航行を許可。
(3) 京都大阪間鉄道建築表(明4・6~同10・6) 興業費(里程27英里、1英里に付平均金10万2,490円余) 2,767,250円		11・10	釜山に郵便局設置。
内訳		12・1	新橋・品川間複線工事竣工。
線路測量費	7,615円	この年	▷ ベル(米)、実用的電話を発明。
鉄路其外用地購入費	107,160円		▷ 英国船チャレンジャー号の世界一周海洋調査終る(明5・12~明9・5)。
同土木費	202,251円		▷ このころ、初めて自転車を入力。
大小橋梁架設費	305,334円		
停車場及附属舎建築費	86,474円		
電信線架設費	8,013円		
木石材及物品貯蓄費	240,778円		
外国機械及物品購入費	1,142,183円		
官吏並傭員月給旅費	183,467円		
傭外国人給料旅費其外	275,440円		

京	都	府
1・一	丹後の千載坂切り開き計画。 朝野 1・12	
1・一	宮津辺では士族が大奮発して道路改修を計画。 同上	
2・5	京都・大阪・神戸間鉄道開業式、明治天皇臨御。 工部省記録鉄道篇、駅勢要覧	
2・6	京都停車場を開設（赤煉瓦造り2階建て。大宮通仮停車場は廃止）。府令35号、駅勢要覧	
2・13	風雨洪水調査概則制定。府令番外4号	
2・20	鉄道局、京都出張所を廃止。 鉄道略年表	
2・一	三条電信分局より御所内に電信を架設。 府史工業類	
2・一	奈良街道不動川尻・木津川堤防東側間に新道路開通、木津川に仮橋架設。 相楽郡誌	
3・16	北桑田郡知井北村に郵便局開設。 北桑田郡誌近代編	
3・19	京都・大阪間に列車保守のため、票券式閉塞装置・ブロック電信機を使用。10月大阪・神戸間にも使用。 鉄道略年表、工部省記録鉄道篇	
3・一	京都・大阪間旅客列車10往復となる。 鉄道略年表	
5・24	京都出張の諸官庁より東京への往復諸信急増につき、特別長文の「郵便飛信」を設ける。 ⁽¹⁾ 大阪日報	
7・10	京都大雨洪水。 ⁽²⁾ 府風水害記録史	
9・17	亀岡城とりこわし始まる。 大阪日報 9・21	
10・一	丹後の普甲峠切り下げ計画あり。 大阪日報 7・6	
10・一	宮津の人力は100台あるが、乗客少い。 同上	
11・20	京都・大阪間鉄道で貨物運輸営業を開始。 駅勢要覧、明治工業史鉄道篇	
11・28	醍醐郵便局設置。 宇治電之回顧	
12・6	原田千之助（府女紅場校長）、理科思想啓発のため軽気球を作り、この日旧仙洞御所で上昇に成功（製作は島津源蔵）。 府教育史 上	
12・一	葛野郡下嵯峨渡月橋東山際より・丹波亀岡保津までの新道開さく工事着工（明11・3 竣工、巾4尺）。 西京新聞 明11・3・2	
この年		
▷ 山城国旧淀藩士田辺又太郎ほか、紀伊郡淀川および巨椋池に沿う葭島 <small>あしじま</small> の開拓を出願、特許される。 日出 明19・9・17		
▷ 御所の保存と公園地修築。 ⁽³⁾ 東京日日 11・16		

参	考	日	本
(1)	郵便飛信 駅通局より信券を取り寄せておき封書1通につき約30枚ほど送ると、東京まで2日間、30円であった。	1・11	工部省に鉄道・鉱山・電信・工作・灯台・営繕はじめ10局設置。内務省駅通寮は駅通局となる。
(2)	雨量108mm 「西京にて去る10日の雨は近年稀有の大降りにて、加茂川筋は満漲して、四条の涼棚皆無となり、上御霊の辺は人家の床の上まで水押し入り、実に30年来の大水と申すこと……」 東京日日 7・18	1・16	電信寮に電信局設置。これにともない電信局を電信分局と改める。
(3)	「西京の大内御保存とその外部なる公園地を修築せらるる費用は、凡そ25万円もかけらるる筈にて、その構内の屋敷地や宅地は平均1坪15銭ぐらひにてお買ひ上げになり、また住居のもの引越料は1戸に15円づつ下渡さるるよし。」 東京日日 11・16	1・19	内務省に駅通・地理・土木等7局設置。
		1・30	西南戦争勃発。
		2・14	新橋・横浜間の鉄道、西南戦争に赴く兵士を輸送（軍隊の鉄道輸送の初め）。
		2・19	万国郵便連合条約に加入、調印。外国郵便税表を改正（日本の郵便制度、公式に国際化）。
		2・一	兵員輸送のため13時30分から18時40分まで新橋・品川間の運輸中止。
		3・6	岡山・丸亀間海底電信線完成。
		5・一	内国通運会社、利根川水路などに蒸気船の使用を開始。
		5・一	東京銀座（新橋・京橋間）の車歩道竣工（中央車道15間、歩道左右各3間）。
		6・一	外国郵便葉書を発行。
		7・30	ベル電話会社（米）設立。
		10・一	大阪住吉付近で上下列車衝突。
		11・20	青森県尻矢崎灯台に霧鐘を設置。
		11・27	六郷川木橋を鉄橋に改築工事竣工（鉄道における鉄橋の初め）。
		12・21	工部省、宮内省との間にベルの電話機を設置。
この年			
▷ リリエントール（独）、曲面翼と滑空機を研究（近代航空機研究の先駆）。			

京	都	府
1・9 相楽郡南村は釜塚局区内に編入願を知事に提出。 府庁文書 明11-29		この年 ▷ 府下国道第2号線日ノ岡村・御陵村地内延長1,023間にマカダム式舗装を採用(日本最初)。 明治工業史土木篇
1・16 北桑田郡井戸郵便局開設。 北桑田郡誌		▷ 内務省直轄でこの年から明25まで相楽・綴喜・南桑田・船井各郡のはげ山に砂防工事を実施。 府誌
1・一 内務省顧問オランダ人工師デレーケの調査に基づき、木津川・宇治川等流域の砂防工事を行なう。 府誌 下		▷ 府勸業課長明石博高・オランダ人ヘルツ、気象観測を府に建議。府、初めて気象観測を計画。 日出 大10・2・19
1・一 五条大橋の修繕を行なう。 大阪日報 1・11		
2・13 町並敷地は1間を引込み建築(明5布達83号)の主旨を京伏市中に達す。布達番外6号		
1・一 綴喜郡荒木村は郷之口局区内に編入願を知事に提出。 府庁文書 明11-29		
2・一 府、山林保護および火入取締につき布達。 府誌 下		
3・1 府下の郵便集配の回数を従来の1日6回から8回に増加。 西京新聞 3・1		
3・8 伊藤工部卿、京都・大津間鉄道起業伺書を提出。 日本鉄道史		
3・9 府、工部省派出官員庄野致一の照会により、京都・岐阜間の電線修築を管内の沿線町村に達す。 府史工業類		
3・一 民費により福知山・宮津間の福尾峠の道路改修を計画。 西京新聞 3・2		
4・11 京都・大津間鉄道起業決定される。 明治工業史鉄道篇		
5・一 京都・大阪間旅客列車の往復10回となる。 鉄道略年表		
7・12 府、京都・宮津間の電線架設を申請、工部省不許可。 府史工事項		
8・21 京都・大津間鉄道建設着工、日本人がこの工事を担当。 ⁽¹⁾ 明治工業史鉄道篇、釧路50年		
8・一 風雨を予知する<強風雨機>神戸着(ベルギー製、勸業場がオランダに発注)。この日、府官吏受取りに赴く。 大阪日報 8・25		
9・18 新橋・横浜間および京都・神戸間、上中等旅客に割引往復切手(往復乗車券)の制を設け、10・1より発売。 鉄道略年表		
9・一 宮津郵便局、貯金事務を開始。 与謝郡誌		
9・一 峰山赤坂峠復旧工事竣成。峰山郷土史		
10・5 逢坂山トンネル掘さくに着手(日本人によるトンネル工事の初め)。 大鉄局史		
11・一 北桑田郡神吉村の廻り田池(長池)完成。 北桑田郡誌		
11・一 綾部町・以久田村間の由良川に村費により位田橋を架設(木橋、長さ74.5間)。府誌 下		

参	考	日	本
(1) 京都・大津間工事担当者 京都・深草間 七等技手武者満歌 深草・山科間 七等技手千島九一 山科・逢坂山間 八等技手国沢能長 逢坂山・大津間 八等技手島田延武 少書記官飯田俊徳		2・18 政府、東京・横浜間の鉄道払い下げに関する華族組合の請願取消願を許可(明8・10・12出願)。 2・20 外務省、海外行免状を海外旅券と改称し、海外旅券規約を定める。 3・11 鉄道局、鎮囀丹の広告を下等客車内に掲示することを許可(車内広告の初め)。 3・25 工部大学校教師英国人エルトン、電信中央局開業祝宴会場の同校ホールにアーク灯を点火(グローブ電池使用)。 3・25 工部省電信中央局、東京木挽町に開業(この頃までに全国主要都市にわたる電信網整う)。万国電信公法により国際電報の受付開始。	
明11 8・21 京都・大津間工事着手 9・一 鴨川鉄橋架設工事着手 10・5 逢坂山トンネル東口掘さく開始 12・5 同 西口掘さく開始		3・一 東海道大井川に架橋(この頃主要街道の架橋盛ん)。 5・18 コロンビア政府、レセップスにパナマ運河の建設権を与える。 5・一 起業公債実収1,000万円のうち、213万9千円を鉄道建設費にあてる。 7・22 郡区町村編制法を定める。 7・22 府県会規則を定める。 7・22 地方税規則を定める。 7・29 大田黒惟信らの東山社、東京・横浜間の鉄道払い下げを請願。8・27 太政官、不許可を指令。 9・一 起業公債募金中各420万円を内務・工部両省へ交付(それぞれ築港・勸業・鉾山・鉄道事業の費用に充当)。 11・11 内務省、1町村限りの土木起工および共有物などの取扱は町村会議で決定するよう各府県に指示。 12・15 鉄道局、京浜間鉄道の各駅で公衆電報の取扱開始(停車場における公衆電報取扱の初め)。	
明12 3・19 大津湖浜技線工事着手 5・14 鴨川・勸修寺間(4マイル)土砂運搬用機関車往復開始 9・12 逢坂山トンネル導坑貫通 日本鉄道史 上		この年 ▷ 全国の人力車11万3,291台、荷車11万5,680台。 ▷ エジソン電灯会社(米)設立(10・15)。明25・4・15ゼネラルエレクトリック社に組織変更。 ▷ 熊本県菊地郡の富田甚平、わが国初の暗渠排水工事を同地に施行。	

京	都	府
2・6	府、荒廢した山林に植林を奨励。 布達43号、府誌 下	
3・14	桑田郡を南北に分ける。 布令70号	
3・一	府県会規則による初の府會議員選挙 (3・30府会開会)。 府誌 上	
4・10~11	明12年度の新制度による地方税支弁の府土木費1万8,000円(市・郡経済の区分なし。明12・7~13・6間の経費)府会可決。 ⁽¹⁾ 府会志	
4・11	伏水区を設け、紀伊・乙訓兩郡役所合併。 布令135号	
5・14	鴨川・勸修寺間(4マイル)土砂運搬用機関車往復開始。 日本鉄道史	
7・10	京都郵便局、伏見区市中を京都市内に組合せ集配開始。 布達273号	
8・18	京都・大谷間鉄道開通、仮運転開始(1日9往復、上等40銭・中等25銭・下等12銭、往復上等60銭・中等35銭)。 明治工業史鉄道篇、日本鉄道史	
9・12	逢坂山トンネル導坑貫通。 同上	
10・一	京都・大谷間貨物列車運転開始。 同上	
10・一	京都・稲荷間往復切手(切符)発行。 同上	
10・一	京都観象台建築着工(御苑内)。 日出 明38・10・17	
10・下	綴喜郡薪村・田辺村兩村民、天神川の地方税改修を請願。12月府土木課、実地検査を行なう。 大阪日報 明14・5・18、19	
11・1	京都・大阪間と京都・大谷間に貨物列車連結。 社史日通	
この年		
▷ 鉄道局、京都・大津間に鋼製平底レールを使用(従来は鍊鉄製双頭レール)。鉄道技術発達史		
▷ 岩滝で車力(荷車)を用いて丹後縮緬を運搬。 岩滝村誌		
▷ 府下の車輛普及(馬車18台、人力車5,500台など)。 ⁽²⁾		
▷ 丹後由良川は20石・25石積が通船、福知山でも8石・12石積が通船。 府会志		

参	考	日	本
(1) 費目	予算	備考	
河川費	1,671円	山城丹波兩國に亘る大堰川、山城国東高瀬川、西高瀬川、丹波国園部川、田原川、古川の修繕費	1・29 万国電信条約に加入(欧州外制度により外国電信業務を行なう)。
港費	0	本年度修繕不要	3・27 万国郵便連合条約改正(4・1施行)。
堤防費	0	堤防費は従前官費支弁を除く外、地方税によらず流域内の協同費	4・14 京浜間鉄道で日本人機関士初めて乗務(この後、急速に日本人に切り換え)。
道路費	12,600		5・1 内国通運会社、東京・高崎の馬車輸送を開始(郵便の輸送も行なう)。
道路に要する橋梁費	4,066	国道一等4線・二等1線・三等4線、県道一等2線・二等4線・三等1線とこれに属する橋梁費	5・27 電信取扱規則改正(7・1施行)。
			5・一 貨物運送私営を禁じた明6の布告廃止。
			7・28 万国電信条約付録および万国電信条約綱目調印。
			8・17 パナマ運河会社設立。
			10・4 郵便汽船三菱会社、香港航路を開始。
			10・一 内務省勸農局、猪苗代湖疎水事業(いわゆる安積疎水)を起工、明15・8完成。
			11・一 愛国石油会社、日本最初の石油輸送管を新潟県萩平に敷設(径1.5インチ、約2Km)。
			12・9 日本と香港の各郵便局間に小包郵便実施の条約調印。
(2) 車数			この年
	馬車	人力車	荷積車
	2匹立	1匹立	1人車 2人車 大 七 中 小 牛車
明12	— 18	2,482	3,020 3,413 3,005 9
14	— 9	1,903	3,881 814 12,596 64
16	— 12	2,993	4,293 572 15,720 154
17	— 12	3,036	4,416 1,912 17,412 246
18	— 21	3,010	4,093 4,645 12,708 285
19	— 7	3,166	2,653 4,261 12,338 84
資料 明12…府治要覧(明12) 明14…第1回勸業統計報告 明16~19…第4回勸業統計報告			
			▷ この年までに全国の主要都市に電信局設置。
			▷ エジソン(米)、炭素電球を發明。
			▷ ジーメンス(独)、最初の電車をベルリン貿易博覧会場で発表。

京	都	府
1・19 内務卿「淀川流域諸山砂打止ノ為メ諸作業取締方」を定め、府に取締を達す。 ⁽¹⁾ 府誌、布達30号		▷ 河梨峠の珍工事。熊野郡各村連合で河梨峠の改修を行なったが、兵庫県と無交渉であったため、1丈5尺の段ができ、やむをえず長梯子を用いて上下すること半年余、滑稽至極、不便の上なしであったという（明33・12 郡部会は河梨峠の35年度から改修着手を建議）。府会志、佐濃村史
2・一 岸江忠義はじめ4名、何鹿・天田両郡境の長宮峠を開さく、綾部から川合村をへて船井郡三ノ宮村までの道路を改修。大阪日報 2・21		
2・一 京都観象台（明14測候所と改称）竣工。明21・4から府費支弁、同27・10増築。府会志		
3・24 京都・神戸間鉄道停車場に電信分局設置。法規分類大全 1(運輸門9)		
4・1 京都停車場内に京都七条電信分局開設（明36京都七条郵便局、昭24京都中央郵便局となる）。同局歴、京都駅80周年		
4・1 京都・神戸間鉄道6停車場の電信分局で公私一般の通信取扱開始。同上		
4・23 川船規則（明9・2布達45号）を淀川船規則と改定。 ⁽²⁾ 布達169号		
5・1 伏見郵便本局を移転し、伏見電信分局（板橋2丁目）を設置。伏見町誌		
5・1 与謝郡大島村頭教寺住職千賀大鑑、信者とともに与謝郡宇天橋・亀島村間道路を修繕（この日大半完成する）。京都日日 5・1		
6・17 醍醐郵便局駅通貯金事務開始。宇治電之回顧		
6・28 逢坂山トンネル大谷・大津間工事完成（日本人によるトンネル建設の最初）。工部省記録鉄道篇、日本鉄道史		
6・29 葛野郡檉木村種屋坂・丹波老ノ坂間新道開さく工事着工。乙訓郡各村の人民、中山領芋峠・大野領枝ヶ阪等の開通を要望。京都日日 7・4		
7・11 京都郵便局（下京三条東洞院）に新築落成、移転を行なう。大阪日報 7・13		
7・14 京都・大津間鉄道開業式（延長約11マイル、総工費約70万円、1日10往復、上等50銭・中等30銭・下等15銭）。 ⁽³⁾ 日本鉄道史、工部省記録鉄道篇		
7・14 府、山林保護および火入取締について布達。府誌 下		
10・15 京都観象台、御苑内で観測開始（昭14国営に移管）。府気象70年報		
12・11 府、山林濫伐差止めを厳達す。府誌 下		
12・21 三条大橋・小橋渡初め式挙行（橋は厚さ7分の栗の木板を用い、欄干は松、擬宝珠その他すべて純日本風）。東京日日 12・11		
この年		
▷ 宮津蛭子町の有志者、加悦谷を経て但馬へ通ずる道路開さく工事を行なう。大阪日報 明14・6・18		

参	考	日	本
(1) 淀川流域諸山において樹木伐採・草根堀取・石材切出等は作業開始の6カ月前に府（官山について山林局）の許可を要するなど。		1・10	陸軍省に軍用電信技手をおく（2・10軍用電信隊概則制定）。
(2) 淀川船規則の大意		1・19	郵便貯金を駅通貯金と改称。
・通船上下とも夜中帆をあげることを禁止。		2・5	横浜・香港に郵便為替および小包郵便開業、次いでオーストラリア間でも開業。
・蒸気船は夜中通船禁止。		2・一	五代友厚ら、東京馬車鉄道(株)を創立。
・三十石船は40名以上の乗船を禁止。		3・23	内務省に駅通官設置。
・乗場		3・24	工部省構内電信分局設置。
綴喜郡第1組	八幡庄橋本渡場	3・31	万国電信公法細目規則改正（4・1施行）。
〃	上ノ渡場	3・一	電信開業式挙行（各地電信局を公開し、内外通信の受送を行なう）。
紀伊郡第1組	淀納所村浜字唐人岸著	4・28	内国通運会社、東京・寒川（千葉）間に汽船による航路を開設。
〃	字八番浜	4・一	長浜・敦賀間鉄道工事起工。
・蒸気船は日中は旗章を掲げ、夜泊中は標灯を照らすなど。		5・16	敦賀・関ヶ原間鉄道工事起工。
(3) 京都大津間鉄道景況演説書		7・一	近畿・中国および中部地方豪雨洪水。
鉄道局長 井上 勝		9・一	四国地方に大風雨（死傷者161人、家屋倒壊1,351戸）。
「……此ノ『トンネル（逢坂山トンネル）』タルヤ西ハ大谷ヨリ東ハ関寺町ニ至ル延袤三百六十四間ニシテ之ヲ鑿通スル為十一月十月及十二月ヲ付テ東西ヨリエヲ起シ翌年九月中遂ニ相会シ全ク開通ス……山嶽を鑿透シテ長サ数百間ニ渉ル真ノ『トンネル』ト称スヘキモノハ実ニ此ノ逢坂山ヲ嚆矢トナス（略）」		10・3	近畿・東海道および関東地方に大暴風雨。
是ヨリ先キノ建築ハ 皇国ニ於テハ未曾有ノ事業タル故建築師ハ固ヨリ工夫ニ至マテ皆外人ノ手ヲ籍ラサルヲ得サリシカ近来追々内国ノ技手工夫事業ニ習熟シ外人モ頗ル減員セシニヨリ此線路ノ工業ハ大概内人ヲ使用シテ成功セシメタリ此例ヲ推ストキハ数年ノ後ニハ外人ハ唯質疑ノ員ニ供フルノ地位ニモ至ランカ（略）」	日本鉄道史 上	10・一	栗子トンネル開通（867m、明治・大正を通じて日本最長）。
		11・24	東京馬車鉄道(株)開業（道路上の軌道の初め）。
		11・28	北海道幌内鉄道（開拓使所管）手宮・札幌間開通。
		11・一	府県土木費中の官費下渡金を本年度で廃止（土木費は地方税の負担となる）。
		11・一	品川・大森間の複線化完成。
		この年	
		▷	工部省電信局、横浜・神戸間に初めて二重電信機を設置（相互同時通信可能）。
		▷	鉄道局、長浜・敦賀間鉄道柳ヶ瀬トンネル工事にダイナマイト使用。

京	都	府
3・21 京都観象台を京都測候所と改称。 日出 明38・10・17		
3・一 久世郡下津村旧淀の土橋(長さ130間、八幡の神幸橋と同様巾2間)架設のよし。 大阪日報 3・1		
4・一 第1疏水工事測量開始(地理掛、三条橋と琵琶湖湖面の高低測量、疏水線路を定めるため三条・大津間道路、白河村から白河越本道を経て滋賀県下滋賀里村への道路、白河村から白河越新道を経て滋賀県下錦織村への道路および南禅寺から滋賀県下古閑村を経て大津への道路等を測量)。 琵琶湖疏水誌		
5・7 霖雨により三条車道仮橋はじめ市内の小橋梁多く流失。 大阪日報 5・10		
5・24 府会、京都・宮津間車道開さくを建議。 ⁽¹⁾ 府会決議録		
5・一 府、七条停車場の拡張を計画。 大阪日報 5・4		
5・一 府会議事堂の新築を計画。 大阪日報 5・6		
5・一 府、三条縄手筋から大和大路を経て伏見深草観月橋に至る直線道路開さくを計画。 大阪日報 5・19		
5・一 北垣知事、疏水堀さくを政府に上申、許可される。 京都市営電気事業沿革誌		
5・一 綴喜郡天神川切下新道工事(新村・田辺村間)は大和街道を横断し人馬通行に不便のため堤防切下(明12・10地元願出、以来工事方法で府といき違ひ多くもめる)、6・12府会常置委員竣工検査。 大阪日報 5・18、19、6・14		
5・一 久世郡淀の田辺某(旧淀藩の家老職)巨椋池を埋立て、800町歩の耕地造成を計画(宇治山と入江間に鉄路を架し、山上の土をもって埋めるといふ案)。不可能として一笑に付する者も多いという。 大阪日報 5・21		
6・一 宮津波路町の賣間九兵衛、「世人よりは狂人視」されるが、若狭街道へ通ずる栗田峠を水力を用いて開さくを計画。 大阪日報 6・18		
6・一 綴喜郡上奈良村および久世郡下津屋村の木津川筋上流の堤防、出水のため破損(府の調査によると修繕費約8万円)。村費1/3、官費2/3の負担で修繕するよう、両村民から府へ出願。 大阪日報 6・5		
6・一 加願寺山(加悦谷一但馬)の切り開きは明13冬着手し、工事5~6分成的。 大阪日報 6・8		
7・22 府、人力車夫取締規則を制定(8・15施行)。 布達甲117号		
7・一 四条橋は地方税の負担となり、橋銭の徴収を止める。 日出 明20・8・5		
	8・1 東京府華族池田章政・京都府民三井八郎右衛門等461人、鉄道会社を設立し、東京・青森間(費用2,000万円)、および京都までの鉄道敷設を計画。5ヶ条の特許(線路官有地の無償下付、線路民有地買上、線路地課税免除、純益金補給、工事鉄道局負担)を申請。 明治史要	
	8・8 府会、亀岡・笹山道路のうち南桑田郡芦山村地内渴坂付替に補助を認可(嶮路諸車通交不便のため付替平路とする、工費2,645円のうち885円補助)。 府会決議録 明14	
	8・13 府会、道路・橋梁・堤防費等を国費支弁に復するよう政府に建議。 府会志	
	8・15 府会、京都・宮津間車道開さく予定路線中加佐郡志高村一大川村一由良村一栗田郷一宮津の代案として加佐郡志高村一西法寺村一上漆原村一下漆原村一与謝郡新宮村一山中村一宮津路線の可否を検討するよう知事に上申。 府会決議録 明14	
	9・13 台風により近畿はじめ各地に暴風雨被害。 府風水害記録史	
	10・一 疏水工事測量図成る、11月農商務省へ提出。 京都市営電気事業沿革誌	
	11・一 京都・宮津間車道開鑿工事着手。 ⁽²⁾ 里程36里、沿道に芋峠・観音峠・大朴峠・菟原峠・長尾峠・栗田峠の7大峠。はじめ14年度から18年度までの5カ年継続事業として着手したが、難工事のため19年度から23年度までの5カ年工期延長。 府会志	
	12・19 相楽郡加茂村の銭司・北村両部落、木津川の渡船営業権をめぐり争い、銭司側が権利専有、北村々民の永世無賃、北村へ10円贈との条件で双方和解(明23・6再び対立するが、府の説諭により収拾)。 日出 明23・6・29	
	12・一 丹波老の坂トンネル開さく工事完成。 大阪日報 明15・11・8	
	この年 ▷ 中郡菅峠(長善一吉原)新道完成。 峰山郷土史	
	▷ 三部経済制に伴う土木費の郡区負担区分定まる。 ⁽³⁾ 府会決議録 明14	
	▷ 京都市内の橋梁架換・修繕 架換は二条木橋・松原木橋(加茂川筋)・一条戻り橋木橋(堀川筋)など11橋。修繕は丸太町木橋(加茂川筋)など13橋(以下各年の状況は府会志に収録されている)。 府会志	

参	考	日	本
(1) 建議 客年通常会ノ始メニ於テ御諮詢相成候京都ヨリ丹後宮津ニ至ル車道開鑿ノ義目下急須ノ事件ニ付本年通常会ニ於テ何分ノ議決致度候間右経費ノ議案御下附相成度此段全会ノ意見ヲ以建議仕候也 明治十四年五月廿四日 京都府会議長 松野新九郎 京都府知事北垣国道殿代理 京都府大書記官 国重 正文殿		2・4 東京府、防火線制および屋外制限令制定。 2・7 パナマ運河建設工事開始。 4・1 内国通運会社、東京・大阪間に郵便および荷物輸送馬車の定期路線を開始。 4・3 日本鉄道会社、創立事務所を設置。 4・7 農商務省設置(この下に駅通局を置く)。 5・2 新橋・横浜間貨物列車運転開始。 5・8 横浜・鶴見間複線化完成。 6・30 郵便局支局の制を定める。 7・31 猪苗代安積疏水工事通水式。 7・一 郵便支局の制を設ける。 8・13 石油取締規則を制定(明15施行)。 8・一 政府、民間出費の電信局設置を許可。 10・11 御前会議で立憲政体に関する方針、開拓使官有物払い下げ中止、大隈重信の参議罷免などを決定(明14の政変)。 10・18 自由党結成会議。 10・21 松方財政の開始。 11・11 政府、日本鉄道会社に特許条約書を下付し、同会社成立(資本金2,000万円、日本最初の私設鉄道会社)。明15・4・12川口・前橋間着工の指令を受ける。 11・24 東京郵便局に香港郵便為替方を設置。 11・一 電話託送を届出主義から請求主義に変更。 12・1 上海・天津間の電信完成。	
(2) 経費・路線 ① 当初予算総額 17万5,318円91銭5厘 明14・8府会 ・各年度の支出計画 明14~17年度 3万5,000円 明18年度 3万5,318円91銭5厘 ・経費支出負担割合 明14・6・27府会認可 郡区合一とする。ただし、この土木費に限り、人口をもって目安とし、その経費を郡区に分割し、各地方税をもって支弁することになり、郡は8/10、区は2/10の負担となる。 ・経費参考仕訳 計 画 見積 葛野郡岡村地内坂口一沓掛村一南桑田郡 王子村一柏原村 21,500円 柏原村一川関 12,219 船井郡八木村一下大久保村 43,576 天田郡大身村一下天津村 37,002 加佐郡日藤村一由良村 49,154 与謝郡脇村一宮津 11,867 計 175,318 注 各郡村から人夫10万人差出の申出があつたが、区々であつたので、一たん取り消し、実施決議のあとで詮議。		この年 ▷ 電話機の国産に着手。 ▷ 沖牙太郎、エジソン式炭素送話機を製作、第2回内国勸業博覧会(3・1開会)に出品。 ▷ 英国、ロンドンに火力発電所を建設し、電灯事業を開始(最初の中央火力発電所)。	
② 路線ヲ大ニ変換スルケ所 山城丹波国境大枝峠 是ハ大枝峠麓葛野郡沓掛村地内小畑川石橋ヨリ小畑川ニ沿ヒ城丹国境(当時ノ道ヨリ凡五六町北ニ当ル)ニ至リ夫ヨリ南桑田郡王子村字灯籠ヨリ又南西ニ迂回シ王子神社ノ方ニテ旧道ニ合ス 船井郡観音峠 是ハ木崎村ヨリ船阪村ニ至リ船坂峠ヲ越ヘ口八田村ヲ経テ須知村ニテ旧道ニ合ス 同郡大朴峠 是ハ峠南ノ方山腹ヲ回りテ井尻村ヲ経テ坂井村ニテ旧道ニ合ス 同郡水原村ヨリ上大久保村迄ノ嶮路 是ハ水原村板橋ノ北ヨリ山裾或ハ土師川ノ上流ニ沿ツテ新道ヲ開キ上大久保板橋西詰ニテ旧道ニ合ス 天田郡菟原峠 是ハ峠ノ麓ヨリ土師川上流ニ沿ツテ大身村ヲ経テ菟原下村境ノ橋西迄新道ヲ開ク 天田郡菟原下村ヨリ細見辻村迄ノ嶮路		是ハ菟原中村菟原下村境ノ橋詰ヨリ土師川上流ニ沿ツテ新道ヲ開キ千束村ニテ旧道ニ合ス 与謝郡菅甲峠 是ハ加佐郡二俣村ヨリ三河村地頭村ヲ経テ由良川西岸ニ沿ヒ和江村ニ至リ県道三等道路ニ合シ由良村ニ至ル 加佐与謝両郡境長尾峠 是ハ峠ノ間ハ海岸ニ沿ツテ新道ヲ開ク 与謝郡栗田峠 是ハ該地人民共ヨリ費用ノ五分通ヲ募リ残五分通り地方税ヲ仰キ峠ノ頂上ヨリ直高三十五間水カヲ以切下ケ度旨出願中ナリ (3) 郡区地界ヲ以分割シ郡ニ係ル土木費ハ郡ノ地方税区ニ係ル土木費ハ区ノ地方税ヲ以支弁ス其郡区堺界接統合一ニ係ル土木費ハ其経費ヲ折半ニシ郡区ニ分割シ其地方税ヲ以支弁ス	

京	都	府
1・一 比治山新道、大路口・熊野郡佐濃村間 開通。 峰山郷土史	12・一 北桑田郡比賀江・神吉に郵便局設置。 北桑田郡誌	
2・一 農商務省一等属南一郎平、疏水水路候 補地を巡視し、水路の位置を選定、府へ意見書と 水利目論見表を提出。 京都市當電気事業沿革誌	12・一 南桑田郡篠村室ヶ谷溜池新設（経費総 額1万3千円）のため2月府から貸付けをうけた 5,000円の延期を願出る。 府庁文書 明15-47	
3・8 町並敷地は1間を引込み建築の制規 （明5布達83号、同11布達番外6号）にそむき家 屋高扉板囲の建構をした者は、違警罪で罰する旨 布達。 布達甲47号	この年 ▷ 15年度から府下 土木費負担・補助制度 変 更。 ⁽⁹⁾	
4・一 高知県一等属嶋田道生、疏水線路を測 量。 府誌 下	郡 部 土 木 費	町村土木費補助
5・12 府会、町並敷地は1間を引込み建築の 制規は非理として、知事に廃止を建議。 ⁽¹⁾ 府会志	14年度	25,157円
5・一 北桑田郡神吉村西岡尻池完成。 北桑田郡誌	15	16,058
6・7 京都・宮津間車道工事に政府補助金申 請を建議。 ⁽²⁾ 府会志	16	16,416
7・1 与謝郡日置郵便局開設。 与謝郡誌	17	32,152
7・一 淀川汽船夜行継続許可される（第一安 全丸は6月末、第二安全丸は7月末）。 府庁文書 明15	18	108,321
8・5 近畿・東海道地方に暴風雨。 府風水害記録史	19	6,148
8・一 下京の松原橋架橋。 日出 明20・8・5		7,228
9・一 京都・宮津間電信線架設工事竣工。神 戸・宮津間も開通。宮津・敦賀間は架設中。 立憲政党新聞 9・10		府会志
9・一 知事、5・12の建議〈町並敷地は1間 を引込み建築の制規廃止〉について府会常置委員 に諮問、常置委員廃止を可決。府さらに三条・四 条・五条・七条通りならびに大和大路・東洞院・ 烏丸・新油小路・大宮・堺町等に限り従来通り1 間退いて建築することとし、その他すべては成規 を廃することを9・25区部会にはかる。 大阪日報 9・23		
10・20 京都商法会議所設立。 京都商工会議所史		
11・4 府は〈町並敷地は1間を引込み建築の 制規〉（明5布達83号、同11布達番外6号、同15 布達甲47号）を廃止し京伏市中の制限はなくなる。 さらに同日、以後の取扱はあって示すとする。 布達甲178号、示70号		
11・15 西京電信分局から福井県小浜まで架線 設置ならびに園部・宮津に分局を設置し、宮津か ら兵庫県出石までと豊岡から鳥取まで電信線を接 続し、音信料を創定または改正する。 公文類聚 6		
11・一 宮津郵便役所、和歌文の電信事務開始。 与謝郡誌		

参	考	日	本
(1) 是ハ前年ヨリ旧都ノ風致ヲ存スルト衛生上ニ 関係アルヲ以テ町並地ハ必ス一間ヲ引込道路ヲ弘 クスル事トセシカ本会ハ法理然ルヲ得サル者ト認 メ其廃止ヲ求メシナリ 府会志	(2) 京都ヨリ宮津ニ達スル車道費ノ中へ補助金ヲ 乞フ建議 明治十五年六月七日 内務卿宛 是ハ昨年議決セシモ地方税総額ノ増加スルヲ以 テ其経済ノ困難ヲ恐レ継続スルコトアタハサル 時ハ益々地方ノ衰弊ヲ来スヘキヲ以テ本件費額 予算ノ内半額又ハ幾分ヲ国庫ヨリ支出アランコ トヲ請フ建議ナリ是ハ政府ニテモ採納セラレ金 参万円ヲ下渡シ相成タリ 府会志	2・28 駅通総監、郵便汽船三菱会社に〈第3 命令書〉を下付（海上輸送以外の事業禁止・船舶 の増備改良・助成金航路における定期航海の厳守 ・運賃の適正など）。 2・一 北海道開拓使廃止に伴い、所管の電信 業務は工部省に移管（全国電信事業の統一完成）。 3・1 釜石鉄道(工部省釜山局所管、明13・2 開業)、旅客・貨物の輸送開始（軽便鉄道の初め）。 3・3 朝鮮政府と海底電線設置条約を調印 (デンマーク電信会社による九州西北岸・釜山間 の海底電線設置、釜山に日本政府による電信局の 設置、海外電信はここを通すことなど)。 3・18 渋沢栄一・大倉喜八郎ら、東京電灯会 社設立を出願。7月、横山孫一郎・大倉喜八郎ら 計画中の電灯会社と合同し、大倉組内に東京電灯 会社設立事務所を設置、12・14再出願、明16・2・ 16許可、明19・7・5開業。 4・1 西北社、東京・高崎・前橋・坂本（碓 氷）間に郵便物・旅客・貨物の馬車輸送を開始。 5・22 日本鉄道会社、東京・青森間線路測量 を出願。 5・一 太湖汽船会社、大津・長浜間湖上運輸 開始。 6・9 暴風警報所を品川・横浜・神戸・大阪 ・下関・長崎等に設置。 6・25 東京馬車鉄道新橋・日本橋間開通（最 初の馬車鉄道、後の東京電車鉄道(株)）。 7・12 共同運輸会社設立認可。 10・1 猪苗代湖疏水開さく完成。 10・4 奥宮健之ら、東京の鉄道馬車・乗合馬 車出現による人力車夫の生活権擁護を目的に人力 車夫懇親会を結成、12・7車会規則を発表、明16・ 9・24結社禁止。 11・1 東京電灯会社設立事務所、開業の前景 気に銀座大倉組前で2,000燭光のアーケ灯を点灯。 初めての公開で市民驚嘆、毎夜見物におしかける。 11・28 福井県民数千人、道路事業中止要求の 総代逮捕に抗議、警官と衝突。 12・2 郵便切手を万国郵便連合会と同色とす る（1銭緑、2銭赤、3銭藍色）。 12・16 郵便条例制定（郵便物を4種に分け、 郵便料金を全国統一、〈第3種郵便〉の名称もこ れからおこる、明16・1・1施行）。 12・25 大阪商船会社設立認可（資本金120万 円、頭取広瀬宰平）。	
(3) 土木費負担補助沿革 区部＝「府県土木費中官費下渡金ハ本年度ヨリ 廃止トナリ号外議案ヲ以テ上下京区河川道路橋梁 護岸建築修繕費ハ一切区部ノ地方税負担トナリシ ヲ以テ堤塘使用料及並木敷貸渡料ハ従来大蔵省ニ 上納ナリシモ本年度ヨリ地方税ニ合シ土木費ニ使 用スヘキ旨達セラル」（明14・8・17区部会建議抜 すい） 郡部＝「郡内ニ係ル河港道路橋梁堤防建築修繕 中地方税ヲ以テ負担シ又ハ補助スルハ左ノ区別ニ 従ツテ之ヲ支弁シ其他ハ地方税ヲ以テ支弁スルノ 限ニアラス但シ橋梁ニ限り従前皆官費ノ箇所ハ此 区別ニ係ハラス悉皆地方税ヲ以テ負担スルコトト 議定セリ」（明14郡部会） ・淀川・木津川等12川……船筏路修繕費に限る ・東高瀬川・西高瀬川……船路堤防護岸橋梁樋管 建築修繕費 ・宮津港・舞鶴港・大津街道等2港7街道 ……地方税負担 ・小浜街道等29街道（橋梁とも） ……町村に属するものとし 1/3を補助 ・宇治川・淀川等47川の堤防 ……地方税負担、その他の 場所は町村とし1/3を 補助 ・天神川等32川の堤防……地方税負担、その他は 町村に属し、1/4を補 助 明14年度郡内に係る分は上記の6種に分れ、以 後しばしば改正。 府会志			

京	都	府
<p>1・19 京都・宮津間車道開さく工事のため葛野郡千代原村60人、同郡御陵村25人、乙訓郡物集女村50人の人夫を各々府へ提供。西京新聞 1・20</p> <p>1・一 乙訓郡益井庄兵衛ほか約80人、私費による鴨川筋の水路掘替工事を府に出願（水路がまがっているのをなおす）。大阪日報 1・12</p> <p>1・一 七条・亀岡間馬車鉄道の建設を計画、土木課、出張検査を実施。西京新聞 1・24</p> <p>2・一 疏水運河掘さく、トンネル開通の位置決定、測量図完成。京都市営電気事業沿革誌</p> <p>3・一 府、山林火入規則制定。府誌 下</p> <p>4・1 京都で初めて電灯（アーク灯）を点火（東京大倉組が発電機械の売込みを目的として、祇園一力亭西南および歌舞練場前に点火し、人々を驚かせる）。京都電灯50年史</p> <p>4・一 北垣知事、農商務省と協議、琵琶湖疏水計画きまる。京都市営電気事業沿革誌</p> <p>5・22 府、琵琶湖疏水建設のため、田辺朔郎を京都府御用掛に任命。田辺博士60年史、琵琶湖疏水誌</p> <p>5・一 船井郡園部・兵庫県多紀郡篠山間車道の原山峠開さく工事に着工。大阪日報 5・16</p> <p>7・一 賀茂川筋の正面橋架橋。日出 明20・8・5</p> <p>8・20 京都・宮津間車道一部開通、一坂トンネル竣工。大阪日報 8・18</p> <p>8・一 府御用掛田辺朔郎、嶋田五等属と共に滋賀県において疏水路に接続する山岳の高低を調査。京都市営電気事業沿革誌</p> <p>8・一 相楽郡木津村から伊賀上野に至る新道開さく工事着手（経費の8～9割は三重県負担）。大阪日報 8・30</p> <p>9・5 勸業諮問会（会頭北垣知事）開かれ、疏水事業を諮問。⁽¹⁾ 京都市営電気事業沿革誌</p> <p>9・一 北垣知事、一等属森本後淵、四等属片山正中を勸業諮問会取調委員に、一等属野村彦四郎ほか16人を同取調委員に、上京区長杉浦利貞および下京区長竹村藤兵衛を同取調事務に命ず。同上</p> <p>10・28 七条大橋（木造）落成、この日通行許可。大阪日報 10・30</p> <p>10・一 京都七条停車場に「貴紳方」の休憩所新築を計画。大阪日報 10・14</p> <p>10・一 府民古川為三郎・山崎久兵衛、疏水工事計画を上・下京区連合区会へ諮問するよう勸業諮問会に建議。京都市営電気事業沿革誌</p> <p>10・一 上京区区議員荘林維英ほか8名、疏水工事を政府補助のほか上下京で負担し、純然たる</p>	<p>上下京区有物となし、工事の方法順序等は連合区会の議定をもって施行するよう建議。同上</p> <p>11・13 北垣知事、勸業諮問会取調委員に命じ疏水開さくおよび経費予算等の議案を上・下京区連合区会に附議すると通達。15日、連合区会開会。17日、原案可決。同上</p> <p>11・一 葛野郡上嵯峨・下嵯峨両村と南桑田郡の有志協議し、保津川下り船の安全のため川筋の岩石破碎を計画するよう府へ出願。大阪日報 11・14</p> <p>12・一 府会は加茂川東川端の二条・三条間川中に巾1丈の道路増築を計画。大阪日報 12・13</p> <p>この年</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 久美浜街道を1間半に拡張。峰山郷土史 ▷ 伏見に汽船会社創立、第一・第二伏見丸を運航。伏見町誌 ▷ 熊野郡須田郵便局開設。熊野郡誌 ▷ 船井郡本庄郵便局開設、郵便業務開始。和知町誌 <p>↳ 京都御所内の道路修繕を行なう。大阪日報 6・16</p> <p>▷ 郡部会の決議により、筏の流通の便をはかるため、桂川から西高瀬四条千本までの川筋を修築（11・27流筏を試みる）。大阪日報 11・29</p> <p>▷ 丹後地方の人民協議の上、修道銭と称し毎月地租1円につき1銭5厘、1戸につき毎月15銭を積み立て、地方税補助の道路修繕費にあてることを決める。大阪日報 10・17</p>	

参	考	日	本
(1) 諮問案	滋賀県下近江国琵琶湖々水ヲ疏通シ同国大津三井寺下ヨリ当府下宇治郡山科地方ヲ経テ愛宕郡南禅寺村ヨリ某々村ヲ北へ高野川ヲ西へ下鴨ヨリ加茂川ニ沿ヒ通船ノ便ヲ東高瀬川ニ連絡シテ大阪海港ノ水運ヲ琵琶湖ニ達セシメ其分水力ヲ以テ堀川ニ船路ヲ通シ市街用水ノ欠乏ヲ補ヒ又器械運轉ノ用ニ充テ及田畑灌養等ノタメ此一大土功ヲ創起シ之レカ経費ノ負担ハ上下京区聯合ノカニ任セントス。（以下略）	2・一 東京府、道路・橋梁の修理に関する規定布達。	2・一 東京府、道路・橋梁の修理に関する規定布達。
目的並利益の概要	一、製造機械製造	2・一 独人エルウィン=イッピング、東京・京都・大阪はじめ全国22カ所を観測して天気図を作成（英語で天気概況をかき日本語に訳す。〈低気圧〉の用語もこの時誕生）。	2・一 独人エルウィン=イッピング、東京・京都・大阪はじめ全国22カ所を観測して天気図を作成（英語で天気概況をかき日本語に訳す。〈低気圧〉の用語もこの時誕生）。
運河より一秒時一百四十分の水量を分って水車の力に供するときは三百十六馬力の機械を運轉し得べく、又本川の流域にして勾配緩なる処に於ても三十余町間の各所を合して三百馬力を有し得る外、堀川筋等に於て多少精米水車を増設し得べし。通常蒸気機械に於て一時間凡一馬力毎に石炭六斤を費すものとせば十四時間一日に付六百十六馬力の機械を運轉せしむるには五万一千七百四十四斤の石炭を要し、此費用一ケ年拾貳万貳千七百六拾貳円六拾四銭に達す。即ち水車の利益は大約年拾貳万円なり。（略）	運河より一秒時一百四十分の水量を分って水車の力に供するときは三百十六馬力の機械を運轉し得べく、又本川の流域にして勾配緩なる処に於ても三十余町間の各所を合して三百馬力を有し得る外、堀川筋等に於て多少精米水車を増設し得べし。通常蒸気機械に於て一時間凡一馬力毎に石炭六斤を費すものとせば十四時間一日に付六百十六馬力の機械を運轉せしむるには五万一千七百四十四斤の石炭を要し、此費用一ケ年拾貳万貳千七百六拾貳円六拾四銭に達す。即ち水車の利益は大約年拾貳万円なり。（略）	3・1 内務省地理局気象台、最初の天気図を発行。	3・1 内務省地理局気象台、最初の天気図を発行。
右述の如く水力に因りて此地に利益を得るの途を開通せば陸続機械の業興りて以て物産繁殖の基礎たるべし。	右述の如く水力に因りて此地に利益を得るの途を開通せば陸続機械の業興りて以て物産繁殖の基礎たるべし。	3・1 駅通区編成法を制定、地方通信官署の監督を駅通局が直接行なうこととする。	3・1 駅通区編成法を制定、地方通信官署の監督を駅通局が直接行なうこととする。
一、運輸	運輸の便を図るには其の土地の状況に依り施設方法を異にすれ共、運河を開通し船舶を往来せしむるの便益を以て最上となすべし。今疏水に依り運河を開通せば舟楫の路、西大阪海港より東琵琶湖に連絡し大いに運輸の便を達すべくその益する所独り京津のみに止らざるべし。仮に現今京津間及京伏間に来往運輸する所の物資をして此運河に由りて回漕するものとせば、一ケ年に於て其運賃を減ずるもの八万余円に達すべし。乍併此巨額の利を計るは五、六年の後に非れば望むべからざるも、その半額たる四万余円の額を見るは容易の業ならん。尚水利に由り大いに工作製造所等を創設すべければ其がため原料品及製品等運輸出入往復を増し又運賃の低減すると漸次此地繁盛に赴くとに依り輸出入の貨物従前の額より幾倍するに至るやも測るべからず。	3・24 シカゴ・ニューヨーク間に電話開通。	3・24 シカゴ・ニューヨーク間に電話開通。
一、田畑灌漑・精米水車・防火・井泉・衛生(略)	一、田畑灌漑・精米水車・防火・井泉・衛生(略)	4・一 横須賀造船所(海軍省所管)、作業用にアーク灯点火。	4・一 横須賀造船所(海軍省所管)、作業用にアーク灯点火。
京都市営電気事業沿革誌	京都市営電気事業沿革誌	5・1 共同運輸会社、横浜・神戸間航路開始（この後、全国の主要航路で郵便汽船三菱会社との競争をひきおこす）。	5・1 共同運輸会社、横浜・神戸間航路開始（この後、全国の主要航路で郵便汽船三菱会社との競争をひきおこす）。
		5・一 郵便局の分局の名称を廃す。	5・一 郵便局の分局の名称を廃す。
		7・7 鹿鳴館落成。	7・7 鹿鳴館落成。
		7・10 鉄道略則・鉄道犯罪罰例を私設鉄道に適用。	7・10 鉄道略則・鉄道犯罪罰例を私設鉄道に適用。
		7・28 日本鉄道、上野・熊谷間仮営業、明17・5・1 高崎まで開通（私鉄最初の開業線）。	7・28 日本鉄道、上野・熊谷間仮営業、明17・5・1 高崎まで開通（私鉄最初の開業線）。
		8・6 政府、陸軍の意向をいれ、幹線を中山道經由とし、高崎・大垣間鉄道建設の方針を決定。	8・6 政府、陸軍の意向をいれ、幹線を中山道經由とし、高崎・大垣間鉄道建設の方針を決定。
		8・13 日本鉄道会社、貨物運輸開始。	8・13 日本鉄道会社、貨物運輸開始。
		9・10 九州・四国および近畿地方大風雨。	9・10 九州・四国および近畿地方大風雨。
		10・7～12 近畿地方はじめ西日本に大風雨。	10・7～12 近畿地方はじめ西日本に大風雨。
		10・一 中山道鉄道建設に決定、12・28 中山道公債証書条例（7分利付、2,000万円募集）を定める（明17着工、明19・7 工事困難のため東海道線に変更）。	10・一 中山道鉄道建設に決定、12・28 中山道公債証書条例（7分利付、2,000万円募集）を定める（明17着工、明19・7 工事困難のため東海道線に変更）。
		この年	この年
		▷ 前年開通の東京の鉄道馬車、利用者増加、また馬糞の処理問題となる。	▷ 前年開通の東京の鉄道馬車、利用者増加、また馬糞の処理問題となる。

京	都	府
1・23 内務省御用掛田辺儀三郎、疏水工事取調のため来京。 京都市営電気事業沿革誌	10・一 京都に建築される貴賓接待館は本館その他をあわせ都合7棟。 立憲政党新聞 10・2	11・一 府、公有山林保護例を定める。 府誌 下
1・一 相楽郡木津村飯田仙右衛門主唱して船益社をおこす計画(資本金27万円、木津川改修して船路を開き、あわせて水産業を振興する目的)。 立憲政党新聞 1・25	12・27 竹野郡木津郵便局開設。 網野町史	12・一 京都大工業組合設置認可。 府庁文書 明17-23
2・23 臨時上・下京区連合区会開催、疏水工事特許請願の東上委員に中村栄助・古川吉兵衛を推挙。 同上	12・一 三十石船値下げ競争により京都四条高瀬小橋から大阪八軒家までの船賃は1人8銭が4銭となる。 立憲政党新聞 12・3	12・一 伏見製作所で製造の川蒸気船三隻丸は三十石船と同様大阪・伏見間を航行、船賃1人3銭。 立憲政党新聞 12・7
2・一 府の土木入札受負方の改正意見おこる(旧弊矯正)。 立憲政党新聞 2・26	この年 ▷ 葛野郡朱雀野村浅野富之助ほか、丹波産材木の堰川流下運搬を府に再三出願、府会これを可決(従来は西高瀬川の舟便のみ。これにより千本通りの材木商栄える)。 日出 明41・11・10	
2・一 京都材木商組合認可(18・12改正認可)。 府庁文書 明18-29		
3・一 上・下京連合区会議員総代および勸業諮問会議総代、琵琶湖疏水工事に関する上申書を山県参議へ提出。 中山文書		
3・一 第13回京都博覧会で初めて電気灯を点ず。 京都百年史		
3・一 山林巡視心得を定める。 府誌 下		
3・一 篠村鶴川に王子橋架設。 篠村史		
4・一 京都の某、京都・宮津間馬車差立を計画(支店大宮通花屋町、2匹立と1匹立の両馬車をおく)。 立憲政党新聞 4・23		
5・5 府、琵琶湖疏水起工伺を政府に提出。		
6・27、内務省土木局、工法に安全を欠くなどの理由で再調査を指令。 京都市営電気事業沿革誌		
5・一 府勸業課、物資輸送の便をはかるため、軽便鉄道を計画(七条停車場一河原町二条上ル勸業場)。 立憲政党新聞 5・27		
7・10 府庁内に疏水係をおき、事業計画の事務を処理。 府誌下、京都市営電気事業沿革誌		
7・12~19 山城および丹後地方大風雨により水害(京都80.8ミリ、被害田畑、田約3,000町、畑約800町)。 府庁文書 明17-45、府風水害記録史		
7・18 上・下京区連合区会開催、疏水工費増額などを可決。 京都市営電気事業沿革誌		
7・31 府、水害表調査概則を定める。 布達乙176号		
7・一 市中で三条東洞院辺・伏見間軽便鉄道を計画(軽便鉄道は京都博覧会に模型が出品されていた)。 立憲政党新聞 7・9		
8・一 二条城のうち壊廢の所を漸次修繕に着手、約2万円の予算は宮内省支出。 立憲政党新聞 8・5		
10・1 府、琵琶湖疏水事務所を設置。 琵琶湖疏水誌		
10・3 北垣知事、<琵琶湖水ヲ京都へ疏通スル事業起工ノ儀再伺>を政府に提出。 ⁽¹⁾ 京都市営電気事業沿革誌		

参	考	日	本
(1) <琵琶湖水ヲ京都へ疏通スル事業起工ノ儀再伺> 先般琵琶湖水ヲ京都へ疏通スルノ事業起工ノ儀ニ付……伺出候処本年六月二十七日付伺ノ趣ハ御省土木局調製設計書ニ拠リ増費並ニ将来修繕ニ要スル費途支弁ノ方法等ハ取調当府連合区会ノ議決ヲトリ更ニ伺出ベキ旨御指令ニ因リ当時拙官上京中ニ付一ト先帰府致シ去七月十八日ヨリ上下京連合区会ヲ開キ工費増額金並ニ将来修繕方法等ヲ審議セシメ候処翌十九日全会無異議原案ノ通り可決致シ次デ更ニ徴収年度及賦課ノ方法等諮問セシメ候処是亦諮問案ノ通答議致候其ノ決議ノ速ニシテ冀望ノ切ナルノ狀況即チ後号八月十八日付上申書中ニ詳明ナリ右只管帝都ノ索寞ニ赴カントスルヲ嘆キ不朽ノ工業ヲ起シ以テ此地ノ永々繁盛維持ヲ企図スルノ外ニ出ザル儀ニ有之如此時機ヲ空過シ万一物情再ビ振ハザルノ場合ニ至リ候テハ実ニ御歴代ノ神蹟ニ対シ奉リ恐懼ノ至ニ候因テ六月二十七日御指令ニ基キ本書写並附属書類相添添此段更ニ相伺候条前後ノ情状御洞察ノ上特別ノ御詮議ヲ以テ前号伺書条々速ニ御許可相度候也 明治十七年十月三日 京都府知事 北垣国道 内務卿 山県有朋殿	4・12 政府、海底電信線保護万国連合条約・追加条約に加入。 4・16 長浜・敦賀間全通(のち北陸本線)、太湖汽船により大津・神戸間鉄道と連絡。 5・25 長浜・大垣間鉄道全通。 6・25 日本鉄道上野・高崎間開通式、会場の上野駅に白熱電灯25個を点灯。 7・一 駅通貯金はすべて大蔵省国債局に預入する。 8・10 九州・四国・近畿はじめ各地に暴風雨。 8・24~26 九州・四国・近畿はじめ西日本各地に暴風雨。 9・15 東海道・関東地方暴風雨。 9・一 内国通運会社、東京・横浜から船便を介して、各府県庁所在地およびその近辺までの貨物輸送を開く。 10・29 自由党解党(前後に反政府激化諸事件おこる)。 12・14 阪堺鉄道会社設立(資本金25万円、最初の都市間近郊鉄道)、明21・5・15 難波・堺間全通。 12・27 往復はがき発行、明18・1・1 通用開始。		
○東山「妾の様な天然自然の美姿あるものを刃ざんまいなさるとは余れ残忍たらしきお仕方でありませんか 喜多「己ハ先の爺がせぬ事をして西京人寝惚根性を一変せんとするのだ びは「旦那は大造妾にほれてお出でだけれども旦那の様な水臭い有害無益な事をする人はいやです其の上川下の人達が水害にあるとか何とかやかましく云ふにハ相違ないから水受の相談は御断りだよ 注 これは「喜多爺嬢妓東山を切割りて近江びは子を引取らんとする図」という一文である。喜多とは府知事北垣国道を、びは子はもちろん琵琶湖をさしている。この皮肉にみちた文章によっても、市民の疏水工事に対する反応の一端を知ることができよう。 我楽多珍報 77			

京	都	府
1・29 疏水工事の特許下る。琵琶湖疏水誌		10・30 疏水事務所を滋賀県藤尾村に移す。府誌 下
2・7 府、道路・橋梁修築費災害予防費・備荒儲蓄費等に関し与謝全部町村を区域とし、鍛冶町・狛師町を除き36カ町90カ村連合村会を開設する旨を布達。布達甲12号		10・一 団栗橋、浮橋を改め架橋する。日出 明20・8・5
2・一 峰山組(丸峰)運送(株)、峰山室町に創業。峰山郷土史		10・一 市内112カ町に及ぶ道路修繕に着手(この年市街の主要道路は漸次修繕を始める)。日出 4・20、10・16
3・5 知事、疏水工事許可を上・下京区へ指令。琵琶湖疏水誌		10・一 京都郵便区のうち上・下京両区の駅通貯金預所の名称は町名を止め通りの名称にかえる(冷泉町→二条室町、田中町→下立売堀川駅通貯金預所)。日出 10・28
3・6 疏水係を疏水事務所と改め、職制を定め、御用掛田辺朔郎以下の事業担当員を命ずる。同上		10・一 高瀬川の浚渫を行なう(重禁錮人を使役)。日出 10・17
3・27 府、淀川航路汽船取締規約を定める。布達甲41号		11・一 京都駅通取締所、人力車賃銭の定額を定める。 ⁽³⁾ 日出 11・1
4・11 府会、京都・宮津間車道に関し知事に建議。 ⁽⁴⁾ 府会志		11・1 紀伊郡伏見駅伝営業取扱所をはじめ府下15カ所の取扱所を認可。 ⁽⁴⁾ 日出 11・31
6・2 大津で疏水工事起工式挙行、翌3日京都で起工式。琵琶湖疏水誌		12・1 京都駅伝営業取締所、河原町三条上ル旧京都商業会議所跡へ移転。日出 11・29
6・17 宇治川筋に強雨被害(伏見淀辺の低地に侵水、侵水町数69カ所)。府風水害記録史		12・28 京都建築業組合設立(事務所丸太町富小路東、代表者水森熊次郎)。府誌 下
7・1～2 大風水害 紀伊半島に大型台風上陸。近畿・東海・関東と本州を横切って日本海にぬける。この台風で3日間全国的に豪雨が続き由良川・木津川がはん濫、90年ぶりの大洪水といわれた。 ⁽²⁾		12・一 京都駅伝取締所は旅籠料・寄宿料を定める。 ⁽⁵⁾ 日出 12・25
府庁文書 明18-50、府会決議録 明18		この年 ▷ 若狭街道笠峠の新道開さく着手(北桑田郡細野村柴田新治郎・葛野郡小野郷村日下部広蔵、宮司に建議して笠峠の改修に着手、 ⁽⁶⁾ 明30頃までに笠峠・栗尾峠・新神楽坂に牛馬車を通す)。北桑田郡誌近代篇
7・2 府、船灯監査規則を制定。布達甲115号		▷ 向日町郵便局で郵便貯金業務開始。乙訓郡誌
7・15 上京区一条郵便支局および下京区大和大路郵便支局を廃して郵便受取所とする。また上京区今出川大宮西入に元北小路郵便局を設置、この日事務取扱開始。日出 7・12		▷ 駅伝組合認可(11月久美浜村駅伝営業人組合、12月岩滝駅伝組合、郷ノ口駅伝組合など)。府庁文書 明18-29
8・7～13 水害対策のため臨時郡部会を開催(臨時修繕費16万円のうち12万円を30年賦で貸し付けられたいとの建議を内務卿へ提出、また水害で生計を失った者を工事に使役するよう知事に要望)。府会志		
8・8 疏水第一トンネル(長等山)工事着手。琵琶湖疏水誌		
8・一 府、公有山林保護規約模範を定める。府誌 下		
8・一 下京区錦小路東洞院東入西魚屋町に上下京区人力車夫総取締事務所を設置。日出 8・28		
9・14 疏水藤尾運河工事着手、明21・10・6完成。琵琶湖疏水誌		
9・29 府、駅伝営業取締規則、同細則、陸運請負営業取締細則を制定、11・1施行。布達甲154号		
9・一 疏水樋越川開さく工事着工(明19・5竣工、工費約3,000円)。府誌 下		

参	考	日	本
(1) 是は本事業当初の計画より大に工費増加し、今之を精査するに21万2千余円を要すべく依て19年度より23年度迄5カ年継続事業として年々3万円を支出することとし、其残余は国庫補助と沿道人民寄附とに求めて成功を期し度附では国庫補助の請求と沿道人民の寄附奨励と土工施行方法の改良との三事を府知事に懇請する旨趣を以て此建議を呈したるなり。府会志		1・6 国道の等級を廃止、国道の規準を幅7間(約12.6m)以上とする。	
(2) 郡部会の内務卿宛建議要約(明18・8・12) 本年6月以降の淫雨で諸川氾濫し、6月中旬から7月上旬にかけて90年来未曾有の大洪水となる。被害の大略をあげると堤防破壊883カ所、この間数16,047間、同破損1,365カ所、山崩れ530カ所、道路破損1,870カ所、橋梁流失531カ所、浸水家屋14,657戸、人家流失104戸、死亡7人、浸水田圃11,013町歩など。このため細民は飢餓に迫り逃散あいつぎ、棄封大家も三業不振の折から打撃。 8・7～13郡部会を建仁寺で開き、北垣知事提出の災害復旧見積36万円につき、緊急を要するもの16万円を議決、うち4万円の財源は地租・戸別税に求め、不足額12万円は政府より30年賦で貸付を求める建議を内務大臣に提出、生計を失った窮民を工事に使役するよう知事に上申。 11・17～21の郡部会までに借入金4万7千円が実現しており、別に国庫下渡金もあった。府会郡部会記録、日出 11・18		1・13 農商務卿西郷従道、郵便汽船三菱・共同運輸両会社幹部を招き、両者の競争の妥協を勧告、3・6妥協細目成立(3週間にして破れ、競争再開)。 2・24 内務省、国道表を告示(国道の路線確定、44号路線まで)。 3・1 日本鉄道山手線品川・赤羽間開通(横浜と群馬機業地帯、鉄道で連絡)。 3・21 政府、万国郵便為替約定に加入調印。 5・7 電信条例改訂、電信取扱規則制定(電信事業に関する官民の権利・義務を確定。事業の完備を計り、電報料を統一し切手を貼付することとする)。 5・一 鉄道会計条例を制定し、資本・収益の勘定を設計、一般作業費出納条例の支配外とする。 7・16 日本鉄道東北線大宮・宇都宮間、利根川橋を除いて開通、明19・6・17利根川橋も開通。 7・31 農商務省、郵便線路規定を定める(大線路・中線路・小線路の3段階、例えば大線路は郵便速度毎時10Km)。 8・1 郵便汽船会社、7・28の政府勧告に対し共同運輸との競争を停止し、同社と合併する旨回答、8・15共同運輸側も合併決定。 8・28 東京府、東京瓦斯局を渋沢・大倉らに24万円で払下げ許可。10・1交付、東京瓦斯会社成立。 9・29 日本郵船会社設立許可(三菱と共同運輸の合併、資本金1,100万円、社長森岡昌純、政府、15年間年8分の利益補償)、10・1開業。 10・20 メートル法条約に加入調印。 12・21 朝鮮と海底電線設置条約続約調印(朝鮮政府の義州・仁川間電信架設を認め、釜山日本電信局の海外電信独占権を放棄する代わりに、朝鮮政府は仁川・釜山間の電信線を架設する)。 12・22 太政官廃止、内閣制度確立、工部省を廃止し逓信省設置(農商務省の駅通局、工部省の灯台局・電信局を逓信省へ、鉄道局を内閣、鉱山・工作関係事務を農商務省へそれぞれ移管)。 12・26 鉄道局官制を定める。	
		この年 ▷ ベンツ(独)、ガソリン自動車を発明。	
(3) 市街10町につき1人乗 金2銭 本道1里 1人乗 金5銭(坂道3割増) 引廻り 1日8時間 1人乗 金30銭 総じて2人乗は5割増、2人曳は1倍増また夜間は3割増、雨雪中は5割増、待合は1時間金3銭ずつ。日出			
(4) 駅伝営業取扱所 久世郡 長池・淀・宇治 相楽郡 木津 綴喜郡 郷ノ口・玉水・橋本・田辺 乙訓郡 向日町 加佐郡 河守・舞鶴 与謝郡 四辻・岩滝・宮津			
(5) 旅籠料(1泊) 1等35銭・2等30銭・3等25銭 4等20銭・5等15銭 寄宿料(1カ月) 1等6円・2等5円・3等4円 4等3円			
(6) 若狭街道(園部から小浜港に達する道路) 経過地: 船井郡園部町字新町山陰街道分岐点一川辺一世木一五ヶ荘一宮島一平屋一北桑田郡知井村字知見福井県界。 明36・11・24府告示 534号(仮定国道表)			

京	都	府
2・一 宮津大手橋架替工事起工、7月竣工(長さ14間、工費1,572円)。府誌 下		湖から便船で送るようになっていた。日出 8・24
3・13 南桑田郡芦山村はじめ14カ村、新道開さく土木費等協議のため連合村会を開くことを知事に具申。府庁文書 明19-4	9・21 二条離宮修繕工事竣工。明治工業史建築篇	
3・20 大津運河東部起工、6・30竣工。琵琶湖疏水誌、疏水及水力使用事業	10・一 淀川通船値下げ。 ⁽¹⁾	
3・21 疏水第一トンネル西口掘さくに着手。琵琶湖疏水誌	11・18 風水害、淀川・由良川流域に被害。府治一覽表 明19	
3・25 京都府下は 大阪通信管理局 の管下に入る。日本鉄道史	11・一 同志社有終館竣工。近代建築画譜	
4・一 下京区丸屋町の新聞雑誌売捌所藤村梅松堂、七条停車場構内での新聞雑誌販売を出願(当局、身元取調のうえ、地方税上納を条件に許可)。日出 4・15	12・9 府、街路取締規則を定める、明21・1・1施行。府令55号	
6・30 京都駅通出張局を閉鎖し、事務を大阪通信管理局へ引き継ぐ。日出 7・2	12・9 営業人力車取締規則を制定(明20・1・1施行)。府令57号	
6・一 同志社公会堂竣工。近代建築画譜	12・25 府、 円山公園 を開設。 ⁽²⁾ 告示226号	
6・一 京都郵便局、集配人の定員を100人に削減、他は解雇。日出 6・19	12・一 府会、宮津車道開さく費のうち5万円の国庫補助申請を乞う建議。 ⁽³⁾	
7・8 大津運河西部起工、9月竣工。疏水及水力使用事業	この年	
7・8 京都駅伝取締所、下京区東洞院七条下ルへ移転。日出 7・10	▷ 海軍中將仁禮景範、舞鶴を視察して日本海の最良港と認定。明20、再び海面測量および検潮を行ない余内村一帯(舞鶴の東地域)を海軍鎮守府の予定地に指定。飯野60年の歩み	
7・13 新京極通りは諸車の通行を禁ずる。日出 7・15	▷ 上京寺町三条上ル西座新右衛門、東京・京都間(名古屋・四日市経由)至急往復便を開始。また東京芝区新橋角の河崎屋長次郎も同至急往復便を開始(片道2日)。日出 10・5	
7・20 地方官官制改正(勅令54号)により、土木は府の第二部分掌となる。府県制度資料		
7・29 府、工事および工事に付帯する物品購求請負規則並びに取扱手続を改定。布達乙134号		
7・一 下京区各組長、前年の洪水、この年の伝染病および連年の不景気による人民困窮を理由に、琵琶湖疏水工事費の5カ年徴収延期を区役所へ請願して却下され、更に府知事へ請願、7・28却下(上京区でも同様)。日出 7・30		
8・4 与謝郡栗田峠のトンネル 掬雲洞 開道式(長さ66間、5月竣工)。宮津川大手橋架橋竣工式。この両式典には北垣知事出席。日出 5・22、8・3		
8・15 府下荷車取締規則施行(積載重量、大車120貫、中小車10貫、牛車200貫以内に制限)。日出 8・3		
8・一 京都府属島田道正・同御用掛田辺朔郎を京都府技手に任命。日出 8・31		
8・一 府、京都から若狭・小浜・高浜に達する道路開さく工事を計画し、土木課で線路測量。計画路線中に長坂・供御飯峠・笠峠・栗尾峠の4峻険がある(古くから若狭の魚を京へ運ぶルートであったが、この頃小浜・高浜等から迂回し琵琶		

参	考	日	本
(1)	「之まで京都より伏見・大坂間を通ふ舟客を伏見まで送るには汽車賃纏め2人乗人力車にて16銭、高瀬舟にて13銭なりしが以来人力車13銭、高瀬舟10銭に引下げ伏見より大坂まで屋形舟送りが従来9銭の処るこれも亦6銭に引下げ毎日午前8時と午後5時の両度に当地を差立るといふ」日出 10・5	2・17 内閣に臨時建設局設置。	
(2)	円山公園 明6・1太政官達をもって「三府ヲ始メ人民輻輳ノ地ニシテ古来ノ勝区、名人ノ旧蹟等是迄群衆遊覽ノ場所ハ万人僭楽ノ地トシ公園ト可被相定ニ付」府県から大蔵省に地所を報告するよう布告があり、府では同19・10円山一帯を公園地に指定、土木課の所管とした。ついで同22・4公園地域内に突出する民有地の一部を買収、同22・12その所管を府から市参事会の管理にうつした。告示226号	2・26 通信省官制公布。	
(3)	本事業は最初の設計予算により工事費用共大に増加し合計33万9,922円に及び殆んど1倍を加へ事業の急なるも民力殆んど堪へがたし、然れども其関係最大の必要工事に付本会に於ては3カ年継続事業とし将来の経費16万5,090余円のうち3万3,000円は沿道人民の寄附を募集することとし、国庫により金5万円補助あらんことを其筋に稟請あらんことを求めしなり。府会志	3・25 地方通信官署制を制定、通信管理局設置、郵便局を1等より3等までとする。	
		4・22 各地方に郵便受取所および駅通貯金預所を設置。	
		6・1 東京郵便局開局。	
		6・14 内務省、街路・乗合馬車・営業人力車・宿屋の各取締規則を定めるよう府県に訓令。	
		7・5 東京電灯会社開業(資本金20万円)。	
		7・12 内務省、土木監督区署官制を制定。	
		7・19 内閣、中山道幹線鉄道を東海道に変更を公布。	
		8・5 内務省、馬車交通に対応して道路築造標準を告示(マカダム式道路も採用)。	
		9・20 大阪紡績、夜間作業の照明にランプに代えてアーク灯を使用(民間における電灯使用の初め)。	
		11・16 土地の状況により便否を斟酌し、郵便局・電信局を合併し郵便電信局とする方針を定める(明36・4廃止)。	
		12・一 山陽鉄道会社設立(資本金1,300万円)。	
		12・一 内閣官報局、官報外報欄のためロイター通信社と通信契約を結ぶ。	
		この年	
		▷ 下半期より鉄道事業をはじめとし紡績業・鉱山業などに新規会社設立の機運おこる(～明22、いわゆる<企業勃興>)。	
		▷ ウェスティングハウス=エレクトリック社(米)設立。	
		▷ タムソン(米)、電気溶接法を發明。	

京	都	府
1・4 疏水山科運河堀さく工事着工、明22・12・25竣工。琵琶湖疏水誌、京都市営電気事業沿革誌		7・10 近畿・東海・四国地方に大雨(京都188mm)。災害白書 昭38
1・23 淀川商船仲次会社開業。 日出 1・22		7・31 街路取締規則を改正(牛車は幅3間以内の道路の通行を禁止、9月の項参照)。府令202号
1・24 府、運送業取締規則制定(3・1施行、明18の駅伝取締規則を2月限り廃止)。布令18号		7・一 大津東口・蹴上間に工食用電話設置(わが国初の工食用電話)。京都百年史
1・一 営業人力車取締規則に基づき、三条白河橋下ほか市内に人力車駐車を設置。 日出 1・6		8・4 大阪府民井上一助ほか数名、京伏馬車鉄道会社設立を府へ出願(紀伊郡伏見南浜より竹田街道東九条村を経て東洞院を七条停車場南鉄道踏切まで)。 日出 8・5
2・一 土木工事に初めて電話を使用。 田辺博士60年史		8・18 天田郡福知山菱屋町吉田駿ほか15名、京都・宮津間車道開さくに国庫補助5万円決定を知り、歓喜して費用の一部として3,500円を府に献金。 日出 8・19
3・10 京都七条電信分局を京都七条電信局と改称。 通信事業史3		8・29 関西鉄道(株)は京都・舞鶴間鉄道敷設を計画し、測量開始(実現せず)。 日出 8・30
3・11 疏水第3トンネル着工、明21・6・3貫通。 京都市営電気事業沿革誌		8・31 中郡河辺・竹野郡溝谷両郵便受取所を廃止。 通信省告示138号
3・16 疏水第2トンネル着工、12・30竣工。 同上		8・31 京都の運送業者、運送業京都組結成(総代清水吉右衛門、資本金5千金)、神戸・大阪・京都間の列車による物資運送を府へ出願。 日出 9・1
3・16 疏水大津制水開門着工。 同上		9・8 インクライン・南禅寺間の新路開設。琵琶湖疏水誌
4・1 京都郵便局は京都電信局を合併、京都郵便電信局と称す(10・19業務開始)。 通信省告示39号、日出 10・20		9・16 インクライン大道路トンネルに着工。 同上
4・23 七条電信局を京都郵便電信局の支局とする(同局歴によると5・1)。 公文類聚 11		9・21 疏水枝線工事着工。 同上
4・29 疏水第2トンネル貫通。琵琶湖疏水誌		9・一 伏見南浜町の中次会社、淀川汽船会社に併し事業拡張をはかる。 日出 9・28
4・一 京都運送業組合、京都汽車積会社を設立(鉄道局から保証金5,000円と貨物列車1カ月300両を借り受け、さらに運賃は半額の条件で京都・大阪・神戸間の諸荷物運送)。 日出 4・26		9・一 街路取締規則の規制により、牛車業者の廃業続出(道幅3間以上でなければ通行禁止のため、業者の嘆願により施行を5カ月延長、9月施行)。 日出 9・7
5・3 府、通船取締規則(明13達169号)を改め、淀川通船取締規則とす。 府令71号		9・一 高瀬川筋に運送業を営む船頭船曳等、運送業組合取締所の支配下に属し組合鑑札を下付される(駅伝取締規則)。 日出 9・28
5・9 インクライン工事着工(長さ547.3m、落差36m)。琵琶湖疏水誌		10・1 疏水第4トンネル着工、11月貫通、明21・9・21落成。疏水及水力使用事業、琵琶湖疏水誌
5・10 伏見鉄道(江崎権兵衛・村上直興等発起、七条停車場から竹田街道を経て伏見京橋へ、さらに奈良まで延長の計画)、不許可となる。 日出 5・11、公文類聚 11		10・7 近畿地方はじめ四国・東海道方面に暴風雨(京都188mm)。府風水害記録史
5・18 淀川汽船会社(株)設立(代表者江崎権兵衛、資本金7万5,000円、所在地伏見町南浜)。府治一覧表 明20、京都商工会議所史		10・7 高本文平・中村栄助・田中源太郎ほか9人発起の京都電灯会社設立、11・1認可、明21・4創立、同7月開業(社長田中源太郎、資本金10万円)。京都電灯50年史
5・一 正午号砲の設定地、下京区洛東高台寺山字経ヶ塚と決まる(費用約1,100円)。 日出 5・22		11・10 相楽郡別所村・釜塚村間の山添峠の切下げ工事竣工(45間を切下げ平坦な車道とする)、この日開通式挙行。 日出 10・30
5・一 木津川泉橋(仮橋)架設。相楽郡誌		12・11 府会、円山公園の市移管を可決。京都市会史
5・一 淀川汽船会社、大阪府下京橋に支社を設ける。 日出 5・21		
6・23 京都測候所は、上下京警察署・巡查派出所・七条停車場において気象予報・警報等を掲示すると告示。 日出 6・24		
6・24 土砂商組合總會開催。 ⁽¹⁾ 同上		
7・1 鉄道局、京阪神間鉄道の乗客運賃値下げ。 政経大年表		
7・9 疏水第1トンネル(長等山)貫通。 日出 7・9		

参	考	目	本
(1) 旧幕時代は角倉屋敷に属する京都土砂組があり、株組織をもって土木工事を一手に収めていたが、明治に入り業者の増加などにもない規約も破れ、無鑑札で営業を行なう者も少なくなかった。明20、これに対処し「地区を定め組合を設け確實の営業をなし以て将来の福利を計らん」と上下京区内営業者80余名のうち、上京釜座姉小路上ル前田和三郎、下京蛸薬師東洞院東入ル椿原庄七の2名を創立委員に選り規約等を作成し、当局へ出願した。		1・22 東京電灯会社、移動式石油発電機を使い鹿鳴館で白熱電灯を点灯(電灯営業の始め)。	
(2) 京都市街の道路改修 「京都市街即ち上下京区の町数は1,706ヶ町。此総坪数41万8,933坪あり概して道路悪しき方なれども一朝之を改修して其面目を革めんとするは実に容易の業にあらず且つ又寺町、東洞院、四条、五条の如き日常往来繁雑なる所に至りては曾て屢次改修工事を加へしに今また之を改修するは経済上大いに省慮すべき事なればと躊躇して未だ大改修の期を見るに至らざりしが到底此大改修を行はで止むべきにあらずればとて非常の奮起にて21年度より着手し22年中には総て全市街道路の改修工事落成を告る計画あり已に去る18年度より明年3月までに落成したる846町9分5厘此延長5万0,817間にして之を坪数に引直す時は15万2,451坪3合を除き尚26万6,481坪7合を一時に完成せしむる筈なりといふ」 日出 11・11		1・一 政府、500石以上の大型和船の建造を禁止。	
		2・8 T字形を通信省全般の徽章と定める(程なく干に訂正)。	
		3・10 通信官制を改正し、駅通官を廃す。電信寮電信局廃止にともない電信分局を電信局と改める。	
		4・1 駅通局貯金を郵便貯金と改称、また駅通局貯金預所も郵便貯金預所と改称。	
		4・23 電信支局規定を定める(5大都市にある本局以外の市内電信局を支局とする)。	
		4・25 木曾川鉄橋落成により、敦賀・名古屋・武豊間鉄道全通。	
		4・27 駅通管理局分課章程を廃し、通信管理局分課章程準則を定める。	
		4・一 政府、駅伝営業取締準則を廃止。	
		5・17 私設鉄道条例公布(私設鉄道に関する最初の立法)。	
		5・20 電信修技学校廃止、東京電信学校設置、同官制公布。	
		6・1 電信為替制度開設(明21・3・31限り廃止)。	
		6・一 新橋・横浜両停車場で小荷物の配達を開始し、内国通運会社に配達事務を委託。	
		7・2 東京・鎮守府間、鎮守府・鎮台間の道路を国道に編入する件公布。	
		7・11 東海道線横浜・国府津間鉄道開通。	
		7・一 確氷馬車鉄道会社設立、明21・9・5坂本・軽井沢間開通(鉄道開通までの補助手段、経営困難)。	
		8・3 気象台測候所条例公布。	
		9・21 横浜市水道竣工式、10・9疏通式(わが国最初の上水道施設で外国人の計画、機械・鉄管も輸入品)。	
		9・22 名古屋電灯会社設立(資本金20万円)、明22・12・15開業。	
		11・29 東京電灯会社、市内配電を開始(最初の公衆用配電、直流200ボルト、火力発電)。	
		12・15 日本鉄道郡山・塩釜間開通により、上野・仙台・塩釜間開通。	
		この年 ▷ パリ・ブリュッセル間に世界最初の国際電話開通。	
		▷ 北垣知事、市街上水道の必要をみとめ調査させる。 府誌 下	
		▷ 笠峠改修工事に着工。 北桑田郡誌	
		▷ 京都市街の道路改修計画すすむ。 ⁽²⁾	